

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	国民健康保険運営協議会事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功	
			担当者名	鈴木 康雄	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (19年度)	国民健康保険運営協議会費（48-32-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区基準内			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条により「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。」ため設置すると規定されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる会運営をめざす。						
対象者等	本会の委員の定数は、国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条により、「次の委員をもって構成する。」と規定されている。委員の任期は2年（同法施行令第4条）。会長は公益代表委員のうちから全員で選挙（同法施行令第5条）。 被保険者代表委員 6人 保険医等代表委員 6人 公益代表委員 6人 被用者保険等保険者代表委員 3人 計21人						
内容	本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条により、「協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。」と規定されている。 (1) 医療の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事業。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入						
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。						
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 1 会長が各代表委員を招集 2 会議は、委員定数の1/2以上が出席し、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ開催できない。 3 議事は、出席者の過半数で決する。						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	290	291	233	291	291	291	291
	①決算額(19年度は見込み)	228	249	111	132	139	242	291
	②人件費					2,155	2,135	
	【事務分担量(%)】					25%	25%	
	合計(①+②)	228	249	111	132	2,294	2,377	291
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	228	249	111	132	2,294	2,377	291
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	開催回数	2回	2回	1回	1回	1回	2回	
	出席委員数	33人	36人	16人	19人	19人	35人	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	138	委員報酬	241	委員報酬	290
	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	公務員災害補償基金掛金	1	公務員災害補償基金掛金	1

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	諮問事項承認率		100%	100%	100	—	100%	諮問事項承認数／諮問事項数
	② 委員出席率		95%	95%	88%	—	100%	出席委員数／委員定数
	③							

（問題点・課題）	・本運営協議会の運営に当たっては、各界・各層からの幅広い声を聴き、本会の設置趣旨に沿った十分な審議が可能とされる会運営に努める必要がある。 ・現在、医療制度改革の一環として検討が進む平成20年度に向けた「健診・保健指導のあり方」など、区民の医療、健康に係る重要な事項が多く、本会の意見を積極的に聴く必要がある。
	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	現委員の任期（平成17年12月1日～平成19年11月30日）満了後、被保険者代表委員の選出方法について検討する。	各界・各層からの幅広い声を聴くことができる。
②	医療制度改革により実現される「医療費適正化の総合的な推進」など国民健康保険事業に係る諸問題についても諮問する。	本会に対する諮問は、区の取組方針の決定の参考に資することができる。また、その結果を区民・議会に対する説明の一つとすることもできる。
③	諮問事項に対する理解を得るため、説明責任を十分に果たす必要がある。	法定されている運営協議会であるが、その効率的かつ効果的の開催に向け、開催方法、諮問内容等を幅広い視点から見直していくべきである。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	ニーズの高い重要事業であるが、今後の法制度改正について注視していく必要がある。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	趣旨普及費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功	
			担当者名	本木 理恵子	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (19年度)	趣旨普及費 (48-36-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠				
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に、また、国民健康保険財政の現状等を区民全般に周知することにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。						
対象者等	区民全般						
内容	1. 国保だよりの発行 (平成19年度予定) (1) 配布予定枚数 108,000部 (54,000部×2回) (2) 配布予定時期 6月、9月 (3) 配布方法 ①6月配布～納入通知書に同封および各区民事務所窓口等での配布 ②9月配布～更新分保険証に同封および各区民事務所窓口等での配布 2. あらかわ区報による周知 (随時) 3. パンフレット等の配布 (1) 国保制度PR用リーフレット (2) その他必要に応じて庁内印刷で発行 4. ポスター等の掲示 5. CATVの放送 (平成14年9月に実施、今後必要に応じて実施予定)						
経過	1. 昭和34年国民健康保険発足とともに実施、国民健康保険が地域住民総合扶助の制度であることを周知。 2. その後、さまざまな方法により、国民健康保険の趣旨を普及。 3. 平成9年度より、国保だよりの発行回数の減 (年4回→年3回)。 4. 平成16年度より、国民健康保険料賦課1回化に伴い、国保だよりの発行回数の減 (年3回→年2回)。						
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。						
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	881	1,900	849	4,723	654	1,402	834
	①決算額 (19年度は見込み)	794	1,820	810	3,832	180	640	834
	②人件費					3,879	7,259	
	【事務分担量 (%)】					45%	85%	
	合計 (①+②)	794	1,820	810	3,832	4,059	7,899	834
	国 (特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都 (特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (特定財源)	794	1,820	810	3,832	4,059	7,899	834
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	国保だより							
	発行部数	172,000部	177,000部	178,000人	53,000	53,000部	127,000部	
	発行回数	3回	3回	3回	1回	1回	2回	
			(臨時分1回含む)					

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算 主要項目	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費	印刷製本(国保だより)	180	印刷製本(国保だより) 消耗品購入(PR用小冊子)	403	印刷製本(国保だより) 消耗品購入(PR用小冊子)	834
	役務費	郵送料(国保だより)	0	郵送料(国保だより)	18		
	委託料	国保だより配布委託	0	国保だより配布委託	219		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	国民健康保険制度の周知度(%)	—	—	—	—	100%	周知度(100%)－(相談総件数/被保険者数)
②	区民の閲覧度(%)	—	—	—	—	100%	区民アンケートによる
③	制度に対する苦情件数(件)	29件	24件	24件	—	0件	.

問題点・課題 分析	・各係に対し区民から寄せられる意見や苦情が課として把握できていないため、区からの一方通行的な情報発信となっている側面がある ・被保険者の納付意識や届出意識などの向上が期待されるような趣旨普及を行う					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	各係から選出された職員をもって構成する「国保だより編集会議」を設置し、被保険者が知りたい情報を的確に把握し、被保険者の目線も視野に入れた紙面づくりを行う。	被保険者の求める情報を的確に提供できる。
②	引き続き「国保だより」や「区報」などを通じて、国保制度のしくみや国保財政の厳しい現状、給付内容、諸手続きなどについて周知を行う。その際、被保険者の興味を引くよう工夫をこらす。	被保険者の納付意識や届出意識などが向上する。
③	効率的、効果的な趣旨普及活動を行うため、「国保だより」の発行回数、発行部数、発行対象及び配付方法等について検討する。	費用対効果を検証する機会が得られ、コスト意識に基づく事務執行が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	広報活動は重要であり、今後、広報内容の充実を図る一方で、より一層効率的な手法等について検討すべきである。

議会 要旨 状況	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支出事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	大坂 良子	内線	2371
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	国民健康保険団体連合会負担金（48-40-50-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会（公法人）の運営経費を支出するものである。					
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区（23区）、市町村（39市町村）、国民健康保険組合（22組合）の84保険者によって構成されている。					
内容	1. 東京都区域内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その連合会運営経費を負担金として支出している。 2. 負担金には、被保険者割と事務費割額とがある。 （1）被保険者割額 単価（連合会総会で議決した被保険者1人当りの額）×当該年度各月末現在被保険者数年平均 （2）事務費割額 事務費割の基本数値×率（連合会総会で議決した率） 【連合会の歳入状況】 国民健康保険団体連合会は、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。特定検診・特定保健指導支援システム開発による歳入予算を除いた平成19年度一般会計の歳入総額423,833千円に対する84被保険者負担金308,609千円の収入率は72.81%と高い。					
経過	1. 昭和34年4月 東京都国民健康保険団体連合会負担金規定制定 2. 昭和38年4月 規定の一部改正 3. 昭和47年4月 規定の一部改正 4. 平成 6年4月 規定の一部改正					
必要性	各保険者が共有する事務処理を委託して行うことにより、事務処理を円滑にする。					
実施方法	（ ●直営 ●一部委託 ○全部委託 ） （ 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ） 負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	4,683	4,857	4,962	5,009	5,106	5,106	4,909
	①決算額(19年度は見込み)	4,683	4,795	4,876	4,929	4,942	4,921	4,909
	②人件費					1,724	1,708	
	【事務分担当(%)】					20%	20%	
	合計(①+②)	4,683	4,795	4,876	4,929	6,666	6,629	4,909
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	4,683	4,795	4,876	4,929	6,666	6,629	4,909
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	被保険者割単価	39.41	39.41	39.41	39.41	39.41	39.41	
	被保険者割人数	82,413人	84,508人	85,989人	86,397人	86,003人	85,143人	
	事務費割単価(1/1,000)	12.13	12.02	12.01	12.01	12.01	12.01	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		負担金補助及び交付金 被保険者割事務費割	4,942	被保険者割事務費割	4,921	被保険者割事務費割	4,909

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
	①	荒川区の被保険者1人あたりの負担額	57.04円	57.45円	57.80円	57.88円	—	荒川区の負担金総額÷ 荒川区の被保険者数
標	②	23区の被保険者1人あたりの負担額	56.77円	57.22円	57.55円	57.72円	—	23区の負担金総額÷ 23区の被保険者数
	③							

問題点・課題	被保険者数、事務費割の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。 この負担金は連合会の請求に基づき4期に分けて支払をしているが、1期あたり支払う負担金が 区市町村で高いところは約440万円、低いところは約2万8千円を負担している。 国民健康保険組合で、高いところは約260万円、低いところは約2万3千円を負担している。 このように、保険者ごとの負担金の格差が著しい。 [荒川区の1期分請求額 1,222,456円]
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の分類		部類についての説明・意見等
前年設定	今年度設定	
C	C	法定事業内容であり、現状のまま継続していく。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	市川 浩巳	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	老人保健医療費拠出金（49-05-50-01） 共同事業拠出金（49-30-50-01） 老人保健事務費拠出金（49-10-50-01） 一般被保険者国民健康保険料還付金（49-55-50-01） 介護納付金（49-15-50-01） 退職被保険者国民健康保険料還付金（49-60-50-01） 高額医療費共同事業医療費拠出金（49-20-50-01） 返納金及び還付金（49-65-50-01） 高額医療費共同事業事務費拠出金（49-25-50-01） 一般会計繰出金（49-80-50-01）					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 19年度 ☐ 18年度 ） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	☒ 昭和 ☒ 平成 34・58・59・12 年度		根拠	国民健康保険法・老人保健法・国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱・東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	国民健康保険事業特別会計における老人保健医療費拠出金及び介護納付金、その他諸支出金に関する事務					
対象者等	社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険第2号被保険者・各保険者・東京都国民健康保険団体連合会・国及び都					
内容	1. 老人保健医療費拠出金 (1) 老人保健医療に要する費用の7／10を拠出金として負担する。 (2) この医療費拠出金は、各保険者の実際の老人加入率にかかわらず、全国同じ割合の老人が加入していると想定し、拠出金額を算定する。当区国民健康保険加入率は全国平均の約2倍程度であるため、実際の医療費よりも拠出金の方が負担軽減となっている。 (3) 算出方法 当該年度概算医療費拠出金－（前々年度拠出金精算額＋調整額） ※ なお、従来、老人保健施設施設療養費の50／100を拠出していたが、介護保険制度への移行に伴い、平成12年度をもってこの拠出金は廃止となった。 2. 老人保健事務費拠出金 算出方法 業務事務費（加入実績に基づく単価×被保険者数）＋審査支払事務費（実績に基づく単価×審査支払件数） 3. 介護納付金 (1) 算定方法 当該年度概算納付金－（前々年度納付金精算額＋調整額） ☐ 当該年度概算納付金 国が算定した全国一律の1人当たり負担見込額×各医療保険者の2号被保険者見込数 ☐ 前々年度納付金精算額・調整額 当該年度概算納付金－<u>確定納付金</u> ↓ ※ 国が算定した全国一律の1人当たり負担額×各医療保険者の2号被保険者数（確定値） (2) 介護納付金賦課額保険料 上記の介護納付金の50％を保険料として賦課（賦課率50％）し、所得割額と均等割額の賦課割合をそれぞれ50：50として算定。 (1) 所得割額 住民税額×32／100 (2) 均等割額 被保険者1人当たり12,000円 ※（数値は平成19年度） 4. 高額医療費共同事業医療費拠出金 (1) 参加区市町村の拠出金、国庫負担及び都道府県の負担金を財源として、一件当たり80万円を超える医療費の一定部分（80万円を超える部分の50％）が連合会から交付される。 (2) 450万円以上の著しく高額な医療費に対する保険者の支払リスクをさらに緩和するため、国保中央会による超高額医療費共同事業が実施されており、この事業には国庫補助金が交付される。 5. 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 国保財政の安定化及び平準化を図るため、各区市町村（保険者）は、国保連合会に対し拠出金を支出する。 国保連合会は、各保険者にレセプト1件当たり30万円を超え80万円以下の医療費の総額（8万円以下の部分を除く）を交付金として交付する。 6. 共同事業拠出金 (1) 年金受給者一覧表作成、送付に要する経費を支出。 (2) 算出方法 年金受給者一覧表の掲載人員1人当たり単価×年金受給者一覧掲載人員件数 7. 保険料過誤納還付金 保険料の過誤納が発生し、当該過誤納金の収入がその年度の出納整理期間を過ぎた場合、歳出により還付するもの。なお、還付は一般被保険者と一般被保険者と退職被保険者等とに分けて行う。 8. 国・都支出金返還金 療養給付費等負担金・補助金の清算の結果、国・都への返還金が生じた場合に支出するもの。 9. 一般会計繰出金 本来、国民健康保険事業特別会計で負担すべき経費を、一般会計で負担している場合、一般会計へ繰出すもの。庁内電算利用負担金等である。 なお、平成11年度においては介護第2号被保険者保険料の賦課収納事務のため、システム変更に要した経費を繰出している。					

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

経過	1. 老人保健医療費拠出金 (1)昭和58年 2月 老人保健制度創設、医療費拠出金及び事務費拠出金開始 (2)昭和61年12月 医療費拠出金に係る加入者按分と医療費按分との割合につき、加入者按分の段階的引き上げ開始 (3)平成 2年 4月 医療費拠出金の加入者按分への100%移行達成 (4)平成 3年10月 介護的部分の公費割合を3割から5割へ引き上げ (5)平成 6年10月 老人保健法改正により事業費拠出金創設 (6)平成11年 3月 介護保険制度の施行に伴い、老人保健事業拠出金(老人保健施設整備事業に要する費用)廃止 (7)平成14年10月 老人保健法改正により、拠出金負担割合を現行の70%から50%に段階的に引き下げる等の改正が行われた。 2. 介護納付金 (1)平成 9年12月 介護保険法公布 (2)平成11年11月 介護納付金賦課額保険料について、23区国保保険料全体として一定の均衡を図る観点から、区長会において次の4点で23区が統一した対応をとることが決定した。①保険料総額は、介護納付金の50%とする。②所得割額と均等割額の賦課割合を50:50とする。③低所得者に対する減免措置を国基準である6割・4割軽減にそれぞれ1割上乘せし、7割・5割とする。④予定収納率による割戻しは行わない。 (3)平成12年 4月 介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始 3. 高額医療費共同事業医療費拠出金 (1)昭和58年 4月 厚生省が「国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱」を定め、都道府県、各国保連合会及び市町村保険者に本事業の推進を働きかける。 (2)昭和63年 4月 都下の前市町村が参加(23区は特別区国民健康保険調整条例に基づき、所要財源総体について財源調整が行われていたため、参加は不要とされた。) (3)平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例が廃止されたことに伴い23区も参加。 (4)平成14年10月 国保法により、高額医療費共同事業が充実され、新たに国庫負担が導入された。 (5)平成15年 4月 交付基準を80万円⇒70万円に引き下げ市町村拠出金に国・都の負担が導入された。 (6)平成18年 4月 交付基準を70万円⇒80万円に引き上げ市町村拠出金に国・都の負担が継続。 4. 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 (1)平成18年 4月 保険財政共同安定化事業拠出金開始 5. 共同事業拠出金 (1)昭和59年 4月 共同事業拠出金開始 (2)昭和59年 8月 共同処理手数料事業開始 (3)昭和59年10月 退職医療制度発足 (4)平成12年 4月 共同処理手数料事業廃止
	必要性
実施方法	(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 1. 老人保健医療費拠出金 (1)社会保険診療報酬支払基金が上記の方法により、当該年度の拠出金を算出し、12期分に分割して4月に納付書を送付。 (2)この納付書に基づき、毎月5日までに社会保険診療報酬支払基金に支払(5日が休日の場合には、次の平日が納付期限となる。) 2. 介護納付金 (1)介護納付金支出事務 当該年度の介護納付金総額を12期に分け、毎月5日までに社会保険診療報酬支払基金に支払う。 (2)介護納付金賦課額保険料 事務事業概要「収納管理費」及び「収納率向上対策事業」参照 3. 高額医療費共同事業医療費拠出金 各区の高額医療費の実績に基づき、23区の拠出金を按分し東京都国民健康保険団体連合会に支出。 4. 共同事業拠出金 東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき(年度内1回1月～2月)支出。

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	6,222,297	7,426,633	7,702,310	6,987,511	6,795,721	7,550,670	8,460,271
	①決算額(19年度は見込み)	6,201,464	7,392,359	7,683,166	6,958,938	6,713,079	7,490,956	8,460,271
	②人件費					1,724	1,708	
	【事務分担当(%)】					20%	20%	
	合計(①+②)	6,201,464	7,392,359	7,683,166	6,958,938	6,714,803	7,492,664	8,460,271
	国(特定財源)	2,311,542	3,105,364	2,668,986	2,870,737	2,889,660	2,274,663	2,184,723
	都(特定財源)	0	0	0	122,780	131,029	532,175	524,610
	その他(特定財源)	4,017,421	4,454,305	5,052,853	3,965,421	3,694,114	4,685,826	5,750,938
	一般財源	△ 127,499	△ 167,310	△ 38,673	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	老人保健医療費拠出金	5,001,323	6,233,688	6,057,566	5,146,899	4,647,642	4,440,937	
	老人保健事務費拠出金	70,266	72,088	69,399	64,329	62,892	61,413	
	介護納付金被保険者数	28,051人	28,181人	28,261人	28,210人	27,786人	26,917人	
	介護納付金1人当たり負担額	32,657円	30,722円	35,087円	42,098円	48,307円	50,058円	
	高額医療費共同事業医療費件数	931件	951件	1,059件	1,153件	1,327件	1,306件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No3

	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
予算・決算額等の推移	負担金補助及び交付金	老人保健医療費拠出金 老人保健事務費拠出金	4,647,642 62,892	老人保健医療費拠出金 老人保健事務費拠出金	4,440,938 61,413	老人保健医療費拠出金 老人保健事務費拠出金	4,156,059 60,517
	負担金補助及び交付金	介護納付金	1,342,247	介護納付金	1,347,415	介護納付金	1,283,750
	負担金補助及び交付金	高額医療費共同事業拠出金 " 事務費拠出金	524,119 0	高額医療費共同事業拠出金 " 事務費拠出金	487,340 0	高額医療費共同事業拠出金 " 事務費拠出金	578,332 256
	負担金補助及び交付金	—	—	保険財政共同安定化事業拠出金 " 事務費拠出金	1,006,992 0	保険財政共同安定化事業拠出金 " 事務費拠出金	2,298,474 730
	負担金補助及び交付金	共同事業拠出金	3	共同事業拠出金	3	共同事業拠出金	6
	償還金利子及び割引料	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	88,701	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	102,189	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	26,003
	繰出金	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	47,475	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	44,666	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	56,144

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	老人保健医療費拠出金	27.66%	25.90%	28.16%	27.22%	—	老人医療費に対する割合
②	1人当たり負担額	42,098円	48,307円	50,058円	49,051円	—	介護納付金(19年度は予算ベース)
③							

問題点・課題 (指標分析)	老人医療費の増高に伴い、各保険者の拠出負担が高まっており、一部の被用者保険者においては拠出金の支払を延期するなど問題が生じ、拠出金制度そのもののあり方が問われている。また、平成20年4月から老人保健事業に代わり「後期高齢者医療制度」が実施される。新制度の財源負担割合は約5割を公費負担、約4割を国保・被用者保険者負担、約1割を後期高齢者の保険料としているも、超高齢化社会の進展や高齢者医療費の増大なども予測され、財政運営の見通しは極めて不透明である。 (当区の老人医療費) 平成14年度 19,186,333千円 平成15年度 18,778,329千円 平成16年度 18,608,707千円 平成17年度 17,944,537千円 平成18年度 15,769,830千円 平成19年度 15,266,771千円						
	(実施 22 区 未実施 区)						
他区の実施状況							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成20年4月から老人保健事業に代わり「後期高齢者医療制度」が実施される。新制度の財源負担割合は約5割を公費負担、約4割を国保・被用者保険者負担、約1割を後期高齢者の保険料としているも、超高齢化社会の進展や高齢者医療費の増大なども予測され、財政運営の見通しは極めて不透明である。	
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定事業内容であり、現状のまま継続していくが、後期高齢者医療制度の動向を注視していく必要がある。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	本木 理恵子	内線	2371
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	保養施設（49-45-25-01） 海の家（49-45-50-01） 健康づくり支援事業（49-52-50-01） 健診・保健指導事業費（49-53-50-01）					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 19年度 ☐ 18年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 59 年度		根拠	国民健康保険法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	保健事業については、国民健康保険法第82条で「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。					
対象者等	被保険者					
内容	1. 保養施設の開設 被保険者が一般より安価で施設を利用できるよう、希望する関東近県の宿泊施設（19年度：24施設）と指定契約を結んでいる。 2. 海の家開設 一般的に宿泊代金が高くなる宿泊施設の繁忙期においても、被保険者が安価で、かつ確実に施設を利用できるよう、夏の一定期間、宿泊施設を借上げている。 3. 健康づくり支援事業 荒川区健康習慣・オープニングイベントに参加し、「骨密度測定」「健康相談」「医療費適正化へ向けたPRポスターの展示」等を行った。 4. 健診・保健指導事業 平成20年度から始まる内臓脂肪型肥満に着目した特定健診・特定保健指導事業の実施に向け、特定健診等実施計画を策定する。					
経過	1. 昭和35年 4月 保険事業開始 2. 平成元年 7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始 3. 平成 8年 7月 山の家、海の家（日帰り施設）開始 4. 平成15年 4月 海の家（日帰り施設）事業廃止 5. 平成17年 4月 無料健康相談・山の家事業廃止 6. 平成18年 3月 健康づくり支援事業「笑いと健康」「笑って健康、ためして健康！」の実施					
必要性	医療費の増加に伴い、当区国保財政は逼迫しており、医療費抑制策のひとつとして被保険者の健康保持増進に効果的な保健事業を実施する必要性は高い。また、国保中央会では、保健事業費として保険料の1%以上を確保することを努力目標とした「新・国保3%推進運動」を全国的規模で実施している。					
実施方法	（ ☒ 直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託）（ ☐ 直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）					
	1. 保養施設の開設 年度当初に希望する関東近県の宿泊施設と指定契約を結ぶ。利用の受付は宿泊施設が行う。 2. 海を家の開設 夏の一定期間、宿泊施設を借上げる。利用の受付は国保年金課が行う。					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	7,141	7,121	5,992	5,887	4,690	22,596	22,806
	①決算額(19年度は見込み)	6,823	6,758	5,647	5,670	3,087	19,578	22,806
	②人件費					1,724	2,562	
	〔事務分担当量(%)〕					20%	30%	
	合計(①+②)	6,823	6,758	5,647	5,670	4,811	22,140	22,806
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	6,823	6,758	5,647	5,670	4,811	22,140	22,806
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	医科無料相談	1,233人	1,559人	1,375人	1,369人	—	—	
	歯科無料相談	1,274人	1,541人	1,444人	908人	—	—	
	薬と健康週間	3,745人	3,094人	2,185人	1,663人	—	—	
	保養施設利用	289人	269人	155人	181人	117人	92人	
	海の家利用	964人	775人	614人	602人	543人	541人	
	山の家利用	304人	329人	338人	215人	—	—	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	職員旅費	保養施設調査旅費	37	保養施設調査旅費	25	保養施設調査旅費	10
	一般需用費	夏季施設ポスター等印刷	7	夏季施設ポスター等印刷	7	夏季施設ポスター等印刷	10
	委託料	保健事業	1,403	保健事業	0	保健事業	500
	使用料及び賃借料	夏季保養施設借上料	1,640	夏季保養施設借上料	1,640	夏季保養施設借上料	1,640
	負担金補助及び交付金	—	—	健診・保健指導負担金	17,906	健診・保健指導負担金	20,646

指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	①	保健対策事業費 (%)	0.1%	0.1%	0.3%	—	1.0%	保健事業費/保険料収入
	②	海の家被保険者利用率 (%)	0.7%	0.6%	0.6%	—	—	海の家利用人数/被保険者数
	③	海の家定員利用率 (%)	55.3%	49.9%	49.7%	—	100.0%	海の家利用人数/定員数

問題点・課題	- インターネットの普及や民間事業者による低価格な保養施設の供給の増加など、事業を取り巻く環境の変化により、保養施設、海の家利用率は年々低下している。 - 平成20年度から内臓脂肪型肥満に着目した特定健診・特定保健指導が始まることについて、被保険者に十分な周知を行っていない。 - 中高年を中心に進行する生活習慣病の予防策として、喫緊な取り組みが必要である。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	保養施設、海の家については、被保険者のニーズに応えた事業内容となっているか、見直しを行う。	被保険者のニーズに応えた保健事業が実施できる。
②	メタボリックシンドロームの概念および特定健診・特定保健指導の必要性について、積極的に普及啓発を行う。	生活習慣の見直しにより、メタボリックシンドローム該当者および予備軍が減少する。
③	運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を図るため、保健師による「保健相談事業」を検討するなど、保健衛生部門との組織を横断した連携を図る。	中高年を中心に進行する糖尿病、高血圧症、高脂血症などによる「心疾患」「脳血管疾患」の予防策となるとともに、医療費抑制策としても有効な取組みとなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度の設定	今年度の設定	
B	A	平成20年度以降、各保険者に健診が義務付けられることもあり、至急そのあり方を検討していく必要がある。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		賦課事務費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
				担当者名	山本 吉毅	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (19年度)		賦課事務費 (48-12-50-01)					
事務事業の種類		○新規事業 () ○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度		●昭和 ○平成 34 年度		根拠	国民健康保険法		
終期設定		○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	1. 被保険者の資格取得・喪失、保険料賦課及び被保険者証の交付に関する事務。 2. 平成12年4月1日より施行された介護保険制度に伴い、国民健康保険料は基礎賦課額保険料（従来の医療分保険料）と介護納付金賦課額保険料（40歳以上65歳未満の介護第2号保険料）の合算額となった。 ※ なお、介護納付金賦課額保険料については、事務事業概要「介護納付金」で説明することとし、以下事務事業概要で特に記載がない場合は、基礎賦課額保険料とする。						
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 (1) 被用者保険等他保険加入者 (2) 生活保護受給者 (3) その他特別の事由がある者で、厚生労働省令及び条例で定める者						
内容	1. 被保険者の資格取得・喪失 (1) 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の事実の発生により生じる。 (2) 世帯主には届出義務あり、(1) の事実の発生から14日以内である。 2. 保険料の賦課 保険料は住民税額に応じた所得割額、1人当たり定額の均等割額を合算して算出する。 3. 被保険者証の交付 保険証は被保険者であることを示す証明書であるとともに、療養の給付を受けるときに医療機関に提出しなければ受診券でもある。一世帯に一枚の被保険者証から一人一枚のカード型の被保険者証になった。 (1) 修学中のため他の市町村に居住し、区外に住民登録をしている者の保険証() 学で表示 (2) 退職被保険者等 (退) で表示 4. 保険料納入通知書の発行及び転入者に対する税照会						
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割給付) 昭和38年12月 保険料減額賦課実施 昭和40年1月家族7割給付実施 昭和41年 4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 昭和48年 1月 外国人登録の国民健康保険適用 昭和49年10月 所得割特別減免制度実施 昭和51年10月 均等割特別減免制度実施 昭和57年 4月 当該年度住民税額賦課方式の採用 昭和59年10月 退職医療制度発足 平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更(一人一枚) 平成16年 4月 保険料賦課方法の変更(4・7月⇒6月) 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足・退職医療制度廃止(平成26まで経過措置有)						
必要性	国民皆保険制度に基づき、国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料の賦課が必要となる。						
実施方法	(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 1. 保険料の賦課方法(金額及び割合は18年度予定) (1) 6月賦課(住民税額を基に算定) (2) 納期限 6月から翌年3月までの10回とし、各月の末日を納期限 (3) 所得割額 住民税額×124/100 (4) 均等割額 被保険者一人当たり35,100円 (5) 最高限度額 一世帯当り530,000円 (6) 均等割減額賦課(所得に応じ、7割・5割・2割の減額賦課実施)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	18,883	50,562	20,116	17,906	26,650	23,324	34,227
	①決算額(19年度は見込み)	17,053	22,225	14,866	11,940	18,905	17,357	34,227
	②人件費					92,396	63,452	
	【事務分担量(%)】					1072%	743%	
	合計(①+②)	17,053	22,225	14,866	11,949	111,301	80,809	34,227
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	その他(特定財源)	17,053	22,225	14,866	11,949	111,301	80,809	34,227
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	世帯数	46,178世帯	47,655世帯	49,041世帯	49,696世帯	49,995世帯	49,998世帯	0世帯
	被保険者数	82,507人	84,420人	85,911人	86,399人	86,049人	84,480人	0人
	資格取得者数	10,812人	11,262人	11,010人	10,920人	10,643人	13,573人	
	資格喪失者数	8,937人	9,631人	9,757人	10,946人	11,441人	14,470人	
高齢受給者証交付数		745人	2,380人	4,105人	6,575人	0人		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	—	—	事務嘱託員報酬	3,021	—	—
	共済費	—	—	事務嘱託員社会保険料等	398	—	—
	一般需用費	印刷製本(納入通知書等)	3,057	印刷製本(納入通知書等)	6,364	印刷製本(納入通知書等)	11,108
	役務費	郵送料等(納入通知書)	10,438	郵送料等(納入通知書)	7,574	郵送料等(納入通知書)	23,119
	委託料	被保険者カード作成委託等	5,410	被保険者カード作成委託等	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	被保険者証再交付数	2,398	3,732	3,777		—	一般・退職被保険者証再交付数
②	保険料納入通知書発付数	71,060	68,051	52,322		—	保険料納入通知書(18年度4～6月)
③	保険料軽減世帯数	17,522	17,460	21,500		—	7割・5割軽減世帯(18年度～2割軽減)

問題点・課題	○窓口・電話等の対応改善について 現在、資格の取得・喪失その他の事務手続きについては、窓口・電話等で対応しているが、新規転入・社保離脱等による来庁者の増加や制度改正等の問合せに十分な対応が出来ない状況にある。これは、職員の事務処理体制や制度改正等への認識不足が一因となっていることから、改善を図る必要がある。 ○被保険者証の再交付について 盗難または事故等以外での被保険者証の再交付件数が増えている。再交付申請があれば法的には再交付せざるを得ないのが現状である。しかしながら、申請内容を考えると被保険者の保険証に対する認識が不足している面も多く見受けられ、保管場所に見当たらない等の理由で安易に再交付申請を行う状況にある。保険証の重要性を再認識させ、安易な再交付を行わないことにより事務的コストの削減を図る必要がある。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	事務打合せ等を通じ、知識の修得及び職員間の意識共有を図る。	より正確な知識・情報を修得し、情報共有を図ることにより、より適切な事務処理が可能となる。
②	被保険者に対し、窓口受付・電話照会時にPRするとともに、区報等に記事を掲載する。	被保険者に対し重要性の認識を深める、事務的経費等の削減
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	資格賦課事務は国保すべての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる極めて重要な業務である。

議会(要旨)状況	平成13年3月一定一般質問「失業要件や就学援助要件で国保料の申請減免を実施することについて」
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	賦課事務費（介護保険）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	山本 吉毅	内線	2371
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	賦課事務費（51-15-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法	
終期設定	○ 有 ○ 無 年度		法令等	荒川区介護保険条例	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	介護保険第1号被保険者に係る資格管理及び第1号被保険者介護保険料の賦課に要する経費を支出する。				
対象者 等	介護保険第1号被保険者 荒川区内に住所を有する65歳以上の者（外国人を含む） 40,097人（18年1月末現在） うち外国人被保険者 834人 住所地特例該当者 170人				
内容	1. 被保険者の資格管理に関すること (1) 被保険者証を交付すること (2) 被保険者台帳を管理すること (3) 住所地特例該当者の台帳を管理すること (4) 適用除外該当者の台帳を管理すること 2. 被保険者の介護保険料の賦課に関すること (1) 保険料納入通知書を送付すること (2) 保険料賦課の算定基礎となる所得状況等を調査すること (3) 年金保険者に特別徴収を依頼すること 30,278人（平成18年1月末現在 被保険者全体に対する割合：75.5%） (4) 低所得者を対象とした介護保険料（第1号被保険者）の減額に関する事務				
経過	1. 平成 9年12月 介護保険法公布 2. 平成12年 4月 介護保険法施行 ※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年 4月～平成12年 9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年 9月……………1／2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3. 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正（低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始）				
必要性	介護保険制度の発足により、介護認定者への給付等に伴う財源確保の為、保険料の賦課が必要となる。				
実施方法	（ ● 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）				
	1. 年額保険料<18年度～20年度> []内は15年度～17年度、()内は12年度～14年度 ・第1段階 26,570円 世帯区民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 [19,466円] (17,777円) ・第2段階 26,570円 本人及び世帯全員が区民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額≤年額八十万円を満たす者 ・第3段階 39,855円 本人及び世帯全員が区民税非課税で第2段階以外の者 [29,199円] (26,666円) ・第4段階 53,140円 本人が区民税非課税。同一世帯に区民税課税者がいる場合 [38,932円] (35,555円) ・第5段階 66,425円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円未満 [48,665円] (44,443円) ・第6段階 79,710円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満 [58,398円] (53,332円) ・第7段階 92,995円 本人が区民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満 ・第8段階 106,280円 本人が区民税課税で合計所得金額が1,000万円以上 2. 保険料賦課 【仮算定】 4月1日現在の世帯状況及び生活保護受給状況、前年度の住民税の課税状況等を基礎に保険料を算定。 4月中旬に納入通知書を発送。 【本算定】 当該年度住民税の課税状況等の決定を受け保険料を本算定。7月中旬に納入通知書を発送。 【随時賦課】 資格の得喪（65歳年齢到達・転入・転出・死亡等）、所得の修正等による保険料段階変更、徴収方法の変更等による随時賦課。毎月、中旬に納入通知書発送。 3. 被保険者証の交付 【65歳到達者】 誕生月の前月に送付 【転入者】 転入届の際に交付（未交付者には後日送付） 4. 特別徴収に係る事務 (1) 社会保険庁への被保険者資格喪失情報の提供（毎月） (2) 社会保険庁から年金受給情報の提供による普通徴収への変更（隔月） (3) 社会保険庁への特別徴収対象者情報の提供（年1回 7月下旬） (4) 年金保険者から徴収保険料の受入（5月・7月・9月・11月・1月・3月） 5. 納入通知書封入封緘業務委託（普徴・口座・特徴）：委託先(株)イムラ封筒				

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算額等の推移								(単位:千円)	
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	予算額	10,417	11,287	11,141	10,665	19,003	13,171	10,564	
	①決算額(19年度は見込み)	10,213	9,468	8,228	7,766	12,610	9,310	10,564	
	②人件費					16,376	33,989		
	【事務分担量(%)】					190%	398%		
	合計(①+②)	10,213	9,468	8,228	7,766	28,986	43,299	10,564	
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	10,213	9,468	8,228	7,766	28,986	43,299	10,564		
実績の推移	事項名		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	被保険者数／年度末		36,771人	37,717人	38,554人	39,324人	40,308人	41,370人	
	増加率		3.1%	2.6%	2.2%	2.0%	2.5%	2.6%	
	増減事由	転入	517人	523人	564人	483人	501人	487人	
		65歳到達	2,527人	2,452人	2,224人	2,376人	2,590人	2,696人	
		その他	1人	3人	3人	10人	6人	98人	
		取得計	3,045人	2,978人	2,791人	2,869人	3,097人	3,281人	
		転出	539人	581人	553人	540人	542人	599人	
		死亡	1,381人	1,412人	1,365人	1,517人	1,501人	1,519人	
		その他	36人	39人	36人	42人	70人	101人	
		喪失計	1,956人	2,032人	1,954人	2,099人	2,113人	2,219人	
	段階別	第1段階	1,753人	2,189人	2,364人	2,477人	2,558人	2,443人	
		第2段階	12,888人	13,220人	13,904人	14,593人	15,202人	7,273人	
		第3段階	11,006人	11,008人	11,095人	11,011人	12,008人	4,410人	
		第4段階	6,298人	6,448人	4,855人	4,943人	4,623人	10,943人	
		第5段階	4,826人	4,852人	6,336人	6,300人	6,891人	9,276人	
		第6段階						5,119人	
		第7段階						1,160人	
		第8段階						746人	

事務事業分析シート（平成19年度）

No3

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	納入通知書等印刷費	4,781	納入通知書等印刷費	3,530	納入通知書等印刷費	4,697
	役務費	納入通知書等郵送料 納入通知書封入封緘手数料	7,829	納入通知書等郵送料 納入通知書封入封緘手数料	5,780	納入通知書等郵送料 納入通知書封入封緘手数料	5,867

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	保険料納入通知書発付数		83,525	85,323			—	保険料納入通知書（19年度4～5月）
	② 被保険者証交付数		770	984	1,062		—	年度新規取得者数（19年度見込）
	③							

問題点・課題	○介護保険制度への取り組み 現在、介護保険制度の運用について、保険料の賦課は国保年金課、その他は介護保険課で対応している。しかしながら、職員の制度全体への知識が十分ではなく、介護保険課との連携も十分とは言えない状況と思われる。23区においても国保と介護を分けている区が多く、また、制度改正や保険料の激変緩和措置等を同一の組織で対応することは非常に厳しい状況であると考え。二つの制度を年間を通じ同時運用することは、制度発足当時とは状況が異なる現在、職員の混乱が被保険者へのサービス低下をもたらす一因ともなることから、一定の時期に現行体制を見直す必要がある。							
他区の実施状況	（ 実施 19 区 未実施 区 ）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	介護保険の事務処理を見直す	今後の体制見直しする際の参考データとなる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	資格賦課事務は介護保険の基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる極めて重要な業務である。

議会要旨質問状況	平成13年3定一般質問「介護保険料の独自減額について、区の実情を踏まえた検討について」
----------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高額療養費支払費用貸付事業費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	時田 光晴	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(19年度)	貸付金(15-42-33-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 53 年度		根拠	荒川区高額療養費支払費用貸付条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制確立[01-04]				
目的	被保険者が傷病のため高額な医療費を必要とするときに、その費用を貸付けることにより、その生活の安定を図る。					
対象者 等	被保険者 ＊ただし、老人保健該当者は除く					
内容	1. 貸付内容 (1) 貸付限度額 高額療養費相当額の90% (2) 申請及び貸付単位 申請は世帯主で、1ヵ月単位 (3) 貸付方法及び利子 手続き後4～5日目に世帯主の預金口座に振込・無利子 2. 返済方法 診療月の約3ヵ月後に支給される高額療養費で返済する。なお、返済手続きは原則として、自動的に処理されるので、申請者による手続きは不要である。 ※高額療養費については、事務事業分析シート「高額療養費」を参照。					
経過	1. 昭和53年6月 事業開始、貸付限度額70% 2. 平成 3年4月 貸付限度額改定90% 3. 平成 9年9月 付添看護料貸付の廃止					
必要性	高額な医療費を支払うための資金を貸付けることにより、区民生活の安定と福祉の増進を図るため必要性は高い。					
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 1. 保険者(当区) 2. 申請手続きに必要なもの 申請 貸 返済処理 (1) 被保険者証 請 付 返 区 (2) 領収書又は請求書 申請世帯 受診及び支払 3ヵ月後の高額療養費 (3) 銀行口座番号(世帯主) 医療機関 区保連合会					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	55,475	45,469	51,758	44,284	38,022	34,142	19,275
	①決算額(19年度は見込み)	51,572	32,887	33,853	18,481	31,875	34,064	19,275
	②人件費					8,619	8,540	
	【事務分担量(%)】					100%	100%	
	合計(①+②)	51,572	32,887	33,853	18,481	40,494	42,604	19,275
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	51,572	32,887	33,853	18,481	40,494	42,604	19,275
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	貸付件数	342件	236件	170件	152件	210件	225件	
	貸付金額	51,517	32,855	33,825	18,458	31,854	34,040	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	役務費	郵送料(通知書)	21	郵送料(通知書)	24	郵送料(通知書)	23
	貸付金	高額療養費貸付金	31,854	高額療養費貸付金	34,040	高額療養費貸付金	19,252

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
指標	① 貸付件数	152	210	225	—	—	
	② 口座振込貸付の申請から貸付まで日数	審査後2～3日	審査後2～3日	審査後2～3日	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	平成19年4月から70歳未満医療費の現物給付が実施された。このため、入院療養費については、被保険者は所得に応じた自己負担金を医療機関に支払えばよいことになり、高額療養費を前もって貸し付けを受けて支払ういわゆる請求書貸付の必要がなくなる。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	高額療養費の貸付には、請求書貸付と領収書貸付があり、請求書の場合は、高額療養費貸付金は医療機関へ支払を実施。また、高額療養費の全額を医療機関へ支払う「委任払い」も引き続き実施する。	高額療養費の不正受給を防止するほか、被保険者の費用負担がすくない「委任払い」を併用することで対象者の利便の向上につながる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	ニーズの高い重要事業であり、19年4月の法改正の定着を見守る必要がある。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	出産費資金貸付事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	時田 光晴	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (19年度)	貸付金 (15-45-33-01)					
事務事業の種類	○新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 13 年度		根拠	国民健康保険出産費資金貸付条例		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	国民健康保険加入世帯を対象に出産に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、区民生活の安定と福祉の増進を図る。					
対象者等	被保険者					
内容	1. 貸付内容 (1) 貸付限度額 出産育児一時金支給額35万円の80% (28万円) (2) 貸付対象者 当区の国民健康保険の被保険者で、出産予定日まで1ヵ月以内のものの属する世帯の世帯主を貸付の対象とする。ただし、妊娠4ヵ月以上で、特に区長が必要と認める場合であれば1ヵ月以内でなくとも貸付けることができる。 (3) 貸付方法及び利子 手続き後、現金(審査後2～3日)又は世帯主の預金口座に振込(審査後10日)・無利子 2. 返済方法 当該貸付金に係る出産育児一時金を充てることにより行なう。 ※出産育児一時金については、事務事業分析シート「出産育児一時金」を参照。					
経過	1. 平成12年12月 国から本事業について積極的に取組むよう通知があった 2. 平成13年 7月 政府管掌保険において事業開始 3. 平成13年11月 当区において事業開始					
必要性	出産に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、区民生活の安定と福祉の増進を図るため必要性は高い。					
実施方法	(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 1. 保険者(当区) 2. 申請手続きに必要なもの 申 貸 返済処理 (1) 被保険者証 ↑ ↓ (2) 母子手帳 請 付 出産育児一時金の支給 (3) 口座振替希望の場合は 申請世帯 受診及び支払 出産 銀行口座番号(世帯主) (4) 世帯主の印鑑					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	9,800	30,818	34,745	27,461	27,461	28,861	8,690
	①決算額(19年度は見込み)	5,040	27,458	22,042	25,217	18,771	28,859	8,690
	②人件費					2,586	2,562	
	【事務分担保量(%)】					30%	30%	
	合計(①+②)	5,040	27,458	22,042	25,217	25,217	31,421	8,690
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	5,040	27,458	22,042	25,217	25,217	31,421	8,690
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	出産一時金	438件	396件	431件	424件	363件	426件	
	貸付件数	18件	98件	78件	90件	67件	103件	
	貸付金額	5,040	27,440	22,024	25,200	18,760	28,840	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費	PR用再生紙	0	PR用再生紙	4	PR用再生紙	5
	役務費	郵送料(通知書)	11	郵送料(通知書)	15	郵送料(通知書)	5
	貸付金	出産費資金貸付金	18,760	出産費資金貸付金	28,840	出産費資金貸付金	8,680

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	貸付件数	90	67	103	—	—	
	現金貸付の申請から貸付まで日数	審査後2～3日	審査後2～3日	審査後2～3日	—	—	
	口座振込貸付の申請から貸付まで日数	審査後10日	審査後10日	審査後10日	—	—	

問題点・課題 指標分析	出産費資金貸付制度は平成13年10月からの制度開始、平成18年度までに一定の利用があり、制度として定着している。平成19年4月から出産育児一時金を分娩費の一部として医療機関に支払う出産育児一時金受取代理制度が実施された。このため、貸付件数は減少するものと推測できる。今後の受取人代理制度の定着を見極めたうえで、本制度の存続を含めた検討が必要となる。
他区の実施状況	(実施 17 区 未実施 5 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	出産育児一時金受取代理制度の積極的なPRを図っていく。	対象者への利便の向上が図れるとともに本貸付制度の縮小につながっていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	ニーズの高い重要事業であるが、今後の実績の推移に注視していく必要がある。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	給付事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功				
		担当者名	時田 光晴	内線	2382				
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (19年度)	給付事務費 (48-16-50-01)								
事務事業の種類	○ 新規事業 (○)年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業								
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度	根拠	国民健康保険法						
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等	荒川区国民健康保険条例						
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画				
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]							
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]							
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]							
目的	被保険者への給付に関する事務。								
対象者 等	被保険者及び医療機関								
内容	次の支給事務に要する経費（消耗品購入、印刷製本、郵便料及び委託料）を支出 (1) 療養給付費、療養費、高額療養費の支給 (2) 出産育児一時金の支給 (3) 葬祭費の支給 (4) レセプト点検 (5) 不正利得・不当利益、第三者行為による医療費請求 ①不正利得→ 偽り、その他の不正行為により、本来受けることのできない保険給付を受給し、または支払を受けた者に対し、直接該当者からその額を徴収する。 ②不当利得→ 転出、被用者保険加入等で被保険者資格を喪失したにもかかわらず、国民健康保険から保険給付を受けた場合、世帯主に国民健康保険からの給付額を返還させる。 ③第三者行為→ 交通事故等第三者の行為が原因の傷病について保険給付をした場合に、保険者（当区）が被保険者に代わってその給付の総額の限度において、第三者に損害賠償を請求する。 ※上記支給事務の内容は、それぞれの事務事業分析シートを参照								
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始								
必要性	保険給付の公平を保つ意味でも重要な事業である。								
実施方法	(● 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 委託内容(19年度予算額) (1) 委託業務 第三者行為損害賠償請求委託 (2) 委託先 東京都国民健康保険団体連合会 (3) 委託経費 5,250×35件＝183,750円								

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	1,811	2,181	2,395	2,678	2,652	3,429	3,091
	①決算額(18年度は見込み)	1,411	2,033	2,124	2,381	2,248	3,082	3,091
	②人件費					14,744	13,664	
	【事務分担量(%)】					200%	160%	
	合計(①+②)	1,411	2,033	2,124	2,381	16,992	16,746	3,091
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	1,411	2,033	2,124	2,381	16,992	16,746	3,091
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般賃金	事務補助	259	事務補助	309	事務補助	404
	一般需用費	印刷製本(支給決定通知書等)	656	印刷製本(支給決定通知書等)	866	印刷製本(支給決定通知書等)	893
	役務費	郵送料(第三者行為通知等)	1,155	郵送料(第三者行為通知等)	1,760	郵送料(第三者行為通知等)	1,610
	委託料	第三者行為損害賠償委託	178	第三者行為損害賠償委託	147	第三者行為損害賠償委託	184

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値	
①	国保連合会の第三者行為求償事務委託の活用		委託件数 15件	委託件数 34件	委託件数 35件	委託件数 35件	—	委託件数増により、求償金額増を目指す。
	② 区内不当利得者への催告の強化		催告回数 2回	催告回数 2回	催告回数 2回	催告回数 3回	—	催告回数
	③ 不当利得収納率		39%	51%	45%	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	交通事故の第三者行為の求償事務については、加害者と被害者の過失割合等の認定について専門的知識が必要となる。このため、第三者に対する損害賠償請求収納事務を国保連合会に委託している。委託件数は年間35件。平成17年度からこの委託制度のより一層の利用に努め、18年度は28件、17年度は34件(16年度は15件)を委託した。19年度以降についても引き続き活用を図る。また、不当利得者(社会保険受給資格があるにも関わらず国保を使用した者)については、年2回督促を実施している。19年度からは、特に区内に在住している不当利得者については、催告回数を年3回とし、それでも支払わない者については、国保保険料徴収員の活用も検討していく。						
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	第三者行為求償事務委託を活用する。	求償額が増が見込める
②	区内在住の不当利得者に対し、催告の強化と国保保険料徴収員の活用を図る。	不当利得の回収率が向上する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	今後も、より一層効果があがるよう、手法を工夫し、向上させていくべきである。

議会 要旨 質問 状況	平成13年一定一般質問 「失業要件や就学援助要件で国保料の申請減免を実施することについて」
----------------------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		医療費適正化対策事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
				担当者名	時田 光晴	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (19年度)			医療費適正化対策事業 (48-28-50-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成		5 年度	根拠	国民健康保険法 国民健康保険特別調整交付金交付方針		
終期設定	○ 有 ● 無		年度	法令等	葛川区特別対策事業実施要領		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	当区の被保険者一人当たりに係る医療費が、他区と比較して高いため、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。						
対象者等	被保険者及び医療機関						
内容	1. 疾病分類統計 東京都国保連合会から提供されるデータを、当区における医療費の特徴把握と他部課との疾病予防対策のために活用する。 2. 医療費通知の実施 9月(1月～6月受診分)と3月(7月～12月受診分)の年2回、1,000点以上のレセプトについて、医療費の額等を下記内容により通知する。 (1) 受診年月日関すること (2) 受診者に関すること (3) 入院・通院の回数 (4) 医療費の額に関すること (5) 医療機関の区別 3. レセプト点検員(非常勤職員3名)によるレセプト点検の充実強化 4. レセプト縦覧点検の実施 全件レセプトを証記番号順に配列し直した上で縦覧点検を実施し、レセプト管理業務の効率化を図る。 5. 重複・頻回受診者訪問指導事業 重複・頻回受診者(100名)を対象に、保健師等による個別面談により在宅訪問を行い下記の指導を実施し、問題受療を抑制することを目的とする。 (1) 受療態度の形成による重複・頻回、多投薬の抑制 (2) 生活習慣病に対する保健指導 (3) 介護予防指導等						
経過	1. 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2. 平成 5年 4月 上記調査を基に本事業開始 3. 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入 4. 平成16年 1月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施 5. 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施						
必要性	当区の「高い医療費」の抑制のためにも、上記事業内容のさらなる継続と、区民の健康づくり事業の充実が基本であり、関係機関との連携を強化し医療費抑制に努める必要がある。						
実施方法	(●直営 ●一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員) 委託内容(18年度実績) (1) 委託業務 レセプト縦覧点検のための配列委託 (2) 委託業務 重複・頻回受診者訪問指導委託 委託先 (株)日本サポートサービス 委託先 (株)保健同人社 委託経費 4,515×952,949枚=4,302,552円(端数調整有) 委託経費 997,143円						

予算・決算の内訳	(単位:千円)						
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	16,763	16,945	17,528	19,744	24,996	31,917
	①決算額(19年度は見込み)	16,331	15,884	16,027	18,018	23,474	27,518
	②人件費					1,724	1,708
	【事務分担当(%)】					20%	20%
	合計(①+②)	16,331	15,884	16,027	18,018	25,198	29,226
	国(特定財源)	6,419	6,260	6,241	5,538	5,933	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	9,912	9,624	9,786	12,480	19,265	29,226
	一般財源	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	1人当り医療費	360,977円	337,721円	355,989円	361,645円	374,659円	376,878円
		205,738円	187,513円	211,522円	216,492円	232,968円	227,374円
		451,193円	378,935円	446,311円	452,898円	484,838円	459,676円
		837,385円	807,089円	818,898円	856,405円	877,054円	914,950円
	レセプト縦覧点検配列	756,384件	717,452件	830,974件	866,085件	928,177件	952,949件
	医療費通知回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算額等の推移	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	レセプト点検員報酬	11,769	レセプト点検員報酬	16,506	レセプト点検員報酬	16,810
	共済費	レセプト点検員社会保険料等	1,561	レセプト点検員社会保険料等	2,187	レセプト点検員社会保険料等	2,304
	一般賃金	事務補助	827	事務補助	107	事務補助	135
	特別旅費	レセプト点検員旅費	3	レセプト点検員旅費	6	レセプト点検員旅費	17
	一般需用費	印刷製本(医療費通知書等)	648	印刷製本(医療費通知書等)	987	印刷製本(疾病分類統計表)	1,031
	役務費	郵送料(医療費通知等) 医療費通知封入封緘手数料	2,663	郵送料(医療費通知等) 医療費通知封入封緘手数料	2,425	郵送料(医療費通知等)	2,780
	委託料	レセプト配列委託 重複・頻回訪問指導委託	6,003	レセプト配列委託 重複・頻回訪問指導委託	5,300	レセプト配列委託 重複・頻回訪問指導委託 医療費通知業務委託	7,533

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
	①	一人当たりの医療費	216,492円 (23区中1位)	232,968円	233,448円	235,713円	178,000円	16～18年度は決算額、19年度は見込
	②	重複・頻回訪問指導対象人員	200人	200人	200人	200人	—	
	③	レセプト点検の財政効果	2,300万円	3,400万円	—	—	—	

問題点・課題	疾病分類調査については、東京都国保連合会において、平成17年度から一部データの提供が開始され一定の資料として活用できる。 レセプト点検については、医科について非常勤職員により縦覧点検を実施している。 医療費通知については、平成18年度から年2回、9月と3月に1,000点以上のレセプトを対象に1年分の医療費について実施している。国保加入者に医療費の総額をお知らせすることにより、健康や医療費についての関心をもていただくことが目的であるが、診療の回数に関する問い合わせ等も寄せられる。 また、重複・頻回訪問指導については、医療助成係と保険給付係で対象者各100人で実施している。医療助成係においては、国の補助金交付要件のひとつとなっている。
他区の実況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	医療費通知のお知らせで、診療回数等について疑義が寄せられたものについては、本人の同意が得られれば、東京都福祉保健局指導監査部指導第三課に情報提供を行っていく。	不正診療の改善へとつながっていく。
②	重複・頻回訪問指導事業の委託業者選定について、業者指定から指名競争入札に変更する。	頻回・頻回訪問指導事業委託費の削減が図れる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	医療費適正化は新たな医療制度改革においても焦点となっている最重要テーマであり、成果向上に向けて効果的な事業となるよう、今後も重点を置いて展開していく必要がある。

議会要旨	
------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	一般被保険者療養給付費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	時田 光晴	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	一般被保険者療養給付費（48-44-50-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	一般被保険者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。					
対象者等	一般被保険者及び保険医療機関					
内容	1. 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 * なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。 2. 療養の給付の制度					
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割） 2. 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3. 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 4. 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改定 5. 平成14年10月 一部負担金改正 6. 平成18年10月 一部負担金改正（70歳未満課税と上位所得者） 自己負担割合改正（70歳以上一定以上所得者）					
必要性	国民健康保険法は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものである。療養の給付は、被保険者の疾病、負傷に関し、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等の現物給付を行うもので、国保の給付における根幹をなすものである。					
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 上記「療養の給付の制度」参照					

予算・決算額等の推移		(単位:千円)						
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	8,209,532	7,601,884	9,071,878	9,946,820	10,470,602	11,109,772	10,527,803
	①決算額(19年度は見込み)	8,193,595	7,601,567	9,069,693	9,550,802	10,466,668	10,525,018	10,527,803
	②人件費					10,343	10,248	
	【事務分担量(%)】					120%	120%	
	合計(①+②)	8,193,595	7,601,567	9,069,693	9,550,802	10,477,011	10,535,266	10,527,803
	国(特定財源)	3,546,246	3,323,093	3,827,628	4,380,969	3,726,992	4,023,212	3,928,730
	都(特定財源)	165,040	118,547	113,651	53,496	543,115	775,639	758,165
	その他(特定財源)	3,929,284	4,159,927	5,128,414	5,116,337	6,206,904	5,736,415	5,840,908
	一般財源	553,025	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	1人当りの療養諸費	205,768円	205,108円	211,552円	216,492円	232,968円	233,448円	
	23区順位	1位	1位	1位	1位	1位	順位不明	
	件数	660,838件	619,410件	715,119件	757,474件	799,462件	816,930件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養給付費	10,466,668	一般被保険者療養給付費	10,525,018	一般被保険者療養給付費	10,527,803

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
	①	1人当りの療養諸費	216,495円	232,968円	233,448円	235,713円	178,000円	
	②	件数	757,474件	799,462件	816,930件	794,090件	—	
	③							

問題点・課題	平成18年10月から、70歳未満一般の自己負担限度額が72,300円から80,100円に4回目以降40,200円が44,400円。上位所得者の139,800円が150,000円。4回目以降77,700円が83,400円。70歳以上一定以上所得者の自己負担割合が2割から3割に変更となった。平成20年度からは、70歳以上(70歳から74歳)高齢者の負担割合が現行1割から2割。また、自己限度額のさらなる見直しが予定されている。こうした制度改正に対して、国保システムの適正な変更や被保険者への制度周知等が今後求められる。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成19年度においては、平成20年の法改正にむけての体制作り(国保システム等への対応や被保険者への周知)が必要となる。	法改正が実施されれば、療養給付費が減少する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法定の事業内容であり、現状のまま継続するが、医療費適正化の取組みに伴って総額は減少することが望まれる。引き続き医療費適正化の業務に積極的に取り組んでいく。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		退職被保険者療養給付費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
				担当者名	時田 光晴	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）			退職被保険者療養給付費（48-48-50-01）				
事務事業の種類			○ 新規事業（ ○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度			● 昭和 ○ 平成 59 年度		根拠	国民健康保険法	
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準			● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系			分野		生涯健康都市[Ⅰ]		
			政策		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]		
			施策		健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]		
目的		退職者医療制度対象者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出。退職者医療制度とは、高齢の退職者が、在職中の健康保険から退職によって国民健康保険に加入することとなるため、医療の必要性が高まる時期に給付水準が低下し、その医療費が国庫と他の国民健康保険加入者に依存するなどの不合理を是正するため、設けられた制度である。 なお、療養の給付内容については、一般被保険者療養給付費と同様である。					
対象者等		退職被保険者等及び保険医療機関 ＊退職被保険者等資格要件 (1) 国民健康保険加入者 (2) 老人保健法の適用を受けていない者 (3) 被用者年金の老齢（退職）年金を受けているもの、又は通算老齢（退職）年金を受けている者で、被用者年金のみの加入期間が20年以上か40歳以後の加入期間が10年以上である者					
内容		1. 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ＊ なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。 2. 療養の給付の制度 交付金 ↓ 社会保険診療報酬支払基金 保険者（当区） 退職被保険者 医審療査費結果求・ 受診 一部負担金 支払 都国保連合会（審査支払機関） 保険医療機関 医療費請求					
経過		1. 昭和59年10月 退職者医療制度発足 2. 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 3. 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改定 4. 平成10年 7月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金1／2相当額を算入 5. 平成14年10月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金全額を算入 6. 平成15年 4月 一部負担金改正					
必要性		退職者医療制度は、昭和59年に①高齢退職者の給付率の低下を防止し、国民の医療保障を生涯を通じて一貫したものと②被用者保険と国保との退職者をめぐる費用負担の不合理を是正するため創設されたものである。					
実施方法		(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 上記「療養の給付の制度」参照 ＊ なお、社会保険診療報酬支払基金へは、政管健保・組合健保・船員組合・各種共済組合等から拠出金を支出している。					

予算・決算額等の推移		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	(単位:千円)							
	予算額	1,627,826	1,447,167	1,609,483	1,847,797	2,047,730	2,480,361	2,109,619
	①決算額(19年度は見込み)	1,627,825	1,377,110	1,607,898	1,764,344	2,047,696	2,152,596	2,109,619
	②人件費					5,171	5,124	
	【事務分担量(%)】					60%	60%	
	合計(①+②)	1,627,825	1,377,110	1,607,898	1,764,344	2,052,867	2,157,720	2,109,619
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	1,644,993	1,342,746	1,831,417	1,820,297	2,190,830	2,214,743	2,109,619
	一般財源	△ 17,168	34,364	△ 223,519	△ 55,953	△ 137,963	△ 57,023	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	1人当り療養諸費	451,193円	381,783円	446,311円	452,898円	484,838円	473,245円	
	23区順位	1位	1位	1位	1位	1位		
	療養諸費件数	106,274件	100,927件	115,855件	126,075件	138,590件	149,499件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	退職被保険者療養給付費	2,047,696	退職被保険者療養給付費	2,152,596	退職被保険者療養給付費	2,109,619

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	1人当り療養諸費		452,897円	484,838円	473,245円	510,547円	—	
②	件数		126,075件	138,590件	149,499件	154,321件	—	
③								

問題点・課題 (指標点分析)	退職者医療制度については、平成26(2014)年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行の退職者医療制度を存続させる。						
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	経過措置により26年度までは制度が継続される。	制度が完全に廃止されれば一般と退職に振り分ける必要がなくなり医療費の請求事務や統計事務が軽減される。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	制度自体は26年度に廃止されるものの、マッサージの医師からの意見書再提出(医療費適正化)、保険料への充当(収納率の向上)等、多彩な展開と工夫が期待される分野である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	一般被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功	
			担当者名	時田 光晴	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (19年度)	一般被保険者療養費 (48-52-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	一般被保険者が、現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者(当区)が現金をもって支払をする現金給付事業である。 国民健康保険制度では、療養の給付(現物給付)が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一応自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。						
対象者等	一般被保険者及び医療機関						
内容	療養の給付をうけることができる場合 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装置を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めたとき。 (柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等) 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむをえない理由によると保険者が認めたとき。						
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割給付) 2. 昭和40年 1月 家族7割給付実施						
必要性	療養の給付としては、保険医療機関において一連の医療サービスの給付を行う(現物給付)原則である。その費用を被保険者が一時支払い、事後に保険者から現金をもって支払いを受ける。このような現金による給付を受けるものが、療養の支給制度であり、あくまでも療養の給付を補完するものである。						
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 (1) 医科・歯科の療養費 診療内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (2) はり・きゅう・マッサージ 医師の同意書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (3) 補装具(コルセット等) 医師の意見書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)						
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額	234,962	256,431	308,691	348,310	358,873	363,529	384,929
①決算額(19年度は見込み)	234,947	256,430	305,240	341,465	355,926	363,505	384,929
②人件費					4,401	3,416	
【事務分担量(%)】					80%	40%	
合計(①+②)	234,947	256,430	305,240	341,465	360,327	366,921	384,929
国(特定財源)	0	0	0	150,905	126,738	138,931	143,647
都(特定財源)	0	0	0	0	16,827	25,655	25,925
その他(特定財源)	234,947	256,430	305,240	190,560	216,762	202,335	215,357
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名						
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
件数	22,517件	23,949件	28,871件	30,784件	33,364件	35,990件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養費	355,926	一般被保険者療養費	363,505	一般被保険者療養費	384,929

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値	
① 給付件数			30,784件	33,364件	35,990件	—	—	
	② 療養費から保険料充当の促進		18件	38件	60件	—	—	
	③ 鍼灸マッサージの意見書再提出		—	意見書再提出依頼件数44件	意見書再提出依頼件数11件	—	—	

問題点・課題	柔道整復所の開設増や海外旅行者増加等により、平成12年度の19,029件から平成17年度には、約1.6倍の30,784件に増加している。療養費の給付(柔整は除く)は、被保険者と保険者が直接接する数少ない機会であり、この機会をとらえて保険料への充当を図っていく。また、医療費適正化の一環として、鍼灸・マッサージの医師からの意見書の再提出については、平成17年度から実施をしている。18年度以降についても引き続き実施していく。						
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	鍼灸マッサージの意見書再提出	意見書の再提出を求めることにより、長期にわたる鍼灸・マッサージの利用の抑制を図る。
②	療養費の支給は、被保険者と保険者が直接接する数少ない機会であり、保険料滞納者には、充当を働きかける。	収納率の向上が図れる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	マッサージの医師からの意見書再提出(医療費適正化)、保険料への充当(収納率の向上)等、多彩な展開と工夫が期待される分野である。

議会質問状況(要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	退職被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	時田 光晴	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	退職被保険者療養費（48-56-50-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 59 年度		根拠	国民健康保険法		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画	●非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	一般被保険者療養費と同じく、退職被保険者が現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者（当区）が現金をもって支払をする現金給付事業である。 国民健康保険制度では、療養の給付（現物給付）が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一応自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。					
対象者等	退職被保険者等及び医療機関					
内容	療養の給付をうけることができる場合についても、一般被保険者療養費と同じく次のとおりである。 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装置を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めたとき。 （柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等） 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむをえない理由によると保険者が認めたとき。					
経過	1. 昭和59年10月 退職者医療制度発足					
必要性	療養の給付としては、保険医療機関において一連の医療サービスの給付を行う（現物給付）原則である。その費用を被保険者が一時支払い、事後に保険者から現金をもって支払いを受ける。このような現金による給付を受けるものが、療養の支給制度であり、あくまでも療養の給付を補完するものである。					
実施方法	（ ●直営 ○一部委託 ○全部委託 ） （ 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ） 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 (1) 医科・歯科の療養費 診療内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号（世帯主） (2) はり・きゅう・マッサージ 医師の同意書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号（世帯主） (3) 補装具（コルセット等） 医師の意見書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号（世帯主）					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)						
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額	43,627	44,666	49,326	54,596	61,951	67,555	72,561
①決算額(19年度は見込み)	43,044	42,800	48,527	54,104	61,950	64,686	72,561
②人件費					2,200	1,708	
【事務分担当(%)】					40%	20%	
合計(①+②)	43,044	42,800	48,527	54,104	64,150	66,394	72,561
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)	43,044	42,800	48,527	54,104	64,150	66,394	72,561
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名						
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
件数	4,938件	2,911件	3,509件	3,908件	4,515件	4,967件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	退職被保険者療養費	61,950	退職被保険者療養費	64,686	退職被保険者療養費	72,561

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	件数		3,908件	4,515件	4,967件	—	—	

問題点・課題分析	退職者医療制度については、平成26(2014)年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行の退職者医療制度を存続させる。							
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	経過措置により26年度までは制度が継続される。	制度が完全に廃止されれば一般と退職に振り分ける必要がなくなり医療費の請求事務や統計事務が軽減される。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法定の事業内容であり、現状のまま継続するが、医療費適正化の取組みに伴って総額は減少することが望まれる。引き続き医療費適正化の業務に積極的に取り組んでいく。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	診療報酬の審査および支払		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功	
			担当者名	時田 光晴	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	診療報酬の審査および支払（48-56-50-01）						
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合会の			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	委託契約、管書及び協定書			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	各保険者（23区）の診療報酬の審査及び支払に関する事務を、東京都国民健康保険団体連合会に委託し、診療報酬の審査の統一を図り、支払の円滑を期する。						
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会						
内容	東京都国民健康保険団体連合会に対し、次の経費を支出する。 (1) 審査手数料 ①審査手数料 ②療養費審査手数料 (2) 診療報酬支払手数料 (3) 共同電算処理手数料 ①入力処理費 ②テープ作成料 (4) レセプト電算処理負担分						
経過	1. 昭和34年12月 審査及び支払に関する事務開始 2. 平成 4年 4月 共同電算処理、レセプト電算処理事業開始						
必要性	各保険者(23区) 診療報酬の審査および支払を円滑に実施するために必要な制度である。						
実施方法	(●直営 ●一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 1. 実施方法 年度当初に当該年度の委託契約を締結し、毎月指定された期日までに支払う。 2. 委託内容(平成18年度実績) (1) 委託業務 上記内容参照 (2) 委託先 東京都国民健康保険団体連合会 (3) 委託経費 57,973,000円						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	42,491	45,341	50,142	52,497	53,138	54,595	57,285
	①決算額(19年度は見込み)	42,490	45,279	47,025	49,835	53,138	54,595	57,285
	②人件費					1,724	1,708	
	【事務分担量(%)】					20%	20%	
	合計(①+②)	42,490	45,279	47,025	49,835	54,862	56,303	57,285
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	42,490	45,279	47,025	49,835	54,862	56,303	57,285
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	審査手数料件数	920,869件	920,870件	920,871件	920,868件	979,185件	1,008,983件	
	支払手数料件数	877,505件	877,506件	877,507件	877,504件	942,054件	964,509件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	53,138	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	54,595	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	57,285

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	審査手数料件数		920,868件	979,185件	1,008,983件	—	—	
	②							
	③							

問題点・課題	各保険者（23区）では、診療報酬の審査及び支払に関する事務を、東京都国民健康保険団体連合会に委託しており、審査手数料等診療報酬の審査の統一を図っている。							
他区の実施状況	（ 実施 22 区 未実施 ）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	画像レセプト情報管理システムの導入検討。 画像レセプトとは、連合会において紙レセプトを画像化し、画像レセプトを原本として保険者に提供するもの。	レセプトの抽出が機械的に短時間で行うことができるほか、膨大なレセプト保管場所が必要となくなる。
②	国保連合会では、保健事業に関わる被保険者等啓発用教材として、超音波骨量測定装置や血糖値測定の無料貸し出しを実施している。区で実施する健康事業等でこうした機器の貸し出しを利用し、被保険者の健康増進啓発を実施する。	機器の使用料の削減が図れるほか、事業への被保険者の参加増が見込まれる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	国保運営上の必須事業であるので、現状を継続する。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		高額療養費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
				担当者名	時田 光晴	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (19年度)		一般高額療養費 (48-64-50-01) 退職高額療養費 (48-68-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成		48 年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	○ 有 ● 無		年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画		● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活でるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。						
対象者等	被保険者						
内容	1. 同じ被保険者が、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金が、下表の限度額を超えたときに、その超えた分を支給する。						
	住民税課税世帯	上位所得者 (総所得金額等が700万円以上の者)	139,800円 10月1日から150,000円 医療費(保険者負担分＋一部負担金)が466,000円を超えた場合は、1%の額を加算 466,000円がら500,000円				
		上位所得者以外	72,300円 10月1日から80,100円に 医療費(保険者負担分＋一部負担金)が241,000円を超えた場合は、1%の額を加算 241,000円がら267,000円				
	住民税非課税世帯	――	35,400円				
	2. 同じ世帯で、12ヵ月以内に4回以上の高額療養費の支給があった場合、4回目以降は下表の限度額を超えた分を支給する。						
	住民税課税世帯	上位所得者	77,700円	10月1日から83,400円に			
		上位所得者以外	40,200円	10月1日から44,400円に			
	住民税非課税世帯	――	24,600円				
経過	3. 厚生労働大臣の指定した特定疾病(血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症及び人口透析が必要な慢性腎不全)の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。						
必要性	1. 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設(30,000円以上)						
	2. 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施(30,000円以上)						
実施方法	3. 昭和51年 8月 ～ 高額療養費限度額9回の改定 平成13年 1月						
	1. 入院等の医療費は、医療の高度化等により、著しく高額となる場合がすくなくない、その負担が家計に与える影響は多大なものとなる場合がある。高額療養費は、このような場合においても、国保が医療保険として十分に対応できるようにするため制度であり、必要性は高い。						
実施方法	(● 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)						
	1. 医療機関からのレセプトが診療月から2月～3月遅れて届き、該当世帯を確認し電算処理後申請書を発送する。 2. 手続きに必要なものは次のとおりである。 支給申請書・領収書・銀行口座番号(世帯主)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
予算額	1,002,007	1,011,299	1,092,149	1,115,482	1,203,847	1,214,524	1,430,684	
①決算額(19年度は見込み)	994,637	1,005,639	1,091,791	1,102,167	1,203,330	1,186,095	1,430,684	
②人件費					8,619	8,540		
【事務分担量(%)】					100%	100%		
合計(①＋②)	994,637	1,005,639	1,091,791	1,102,167	1,211,949	1,194,635	1,430,684	
国(特定財源)	0	0	0	417,032	365,454	392,232	454,293	
都(特定財源)	0	0	0	10,762	58,339	79,799	81,991	
その他(特定財源)	994,637	1,005,639	1,091,791	674,373	788,156	722,604	894,400	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	一般件数	9,232件	9,606件	9,920件	11,694件	12,334件	13,742件	
	退職件数	1,295件	1,158件	1,705件	2,064件	2,693件	2,929件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,203,330	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,186,095	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,430,684

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	支給件数		13,758件	15,027件	16,129件	—	—	
	② 高額療養費の保険料充当へのより強化		166件	196件	243件	—	—	充当件数
	③							

問題点・課題	厚生労働省の医療制度改革により、平成18年10月から、70歳未満で一般と所得上位者と70歳以上で一般と一定以上所得者の自己負担限度額が変更となった。この改正について、国保システムへの対応と被保険者への周知が当面の課題である。 国保新システム導入により、高額療養費の画面に滞納の有無が表示されるようになった。この機能を活用し、より保険料係との連携を強化し、保険料収納向上に努める。また、70歳未満入院費の現物給付化が平成19年4月から実施された。 このことにより、高額療養費の貸付件数が減少することが予想されるため、実績の推移を見守る必要がある。						
他区の実施状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	70歳未満入院医療費の現物給付化	高額療養費の貸付と高額療養費委任払いの減少が予測される。
②	新システムの特徴を生かし、保険料充当に努める	収納率の向上が図れる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	法定事業内容であり、ニーズも高い。また、保険料への充当等、収納率向上にも寄与する重要事業である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	移送費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	時田 光晴	内線	2382
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (19年度)	一般被保険者移送費 (48-72-50-01) 退職被保険者移送費 (48-76-50-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	被保険者が病気やケガで移動が困難なため、病院を転院した際に立て替えた費用を保険者が被保険者に給付する制度。				
対象者等	被保険者				
内容	1. 被保険者が疾病、負傷のため入院治療を必要としたとき、又は転院せざるをえな時に、その病院まで歩行が著しく困難な場合、移送費として現金により支給する。 2. 平成6年10月施行の国民健康保険改正により、従来、療養費の支給として行われてきた移送費を、新たに現金給付と位置付け、移送に際し現に要した費用を限度として支給するものである。				
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に療養費の支給として開始 2. 平成 6年10月 新たに現金給付として改正				
必要性	国民健康保険法第54条の4に基づき、入院・転院に要する費用を支給するもの。				
実施方法	(● 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 ＊移送費支給申請書・医師の意見書・領収書・銀行口座番号				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	345	123	80	80	80	106	80
	①決算額(18年度は見込み)	40	122	15	21	0	96	80
	②人件費					862	854	
	【事務分担当(%)】					10%	10%	
	合計(①+②)	40	122	15	21	862	950	80
	国(特定財源)	0	0	0	6	0	36	26
	都(特定財源)	0	0	0	1	0	7	5
	その他(特定財源)	40	122	15	14	862	907	49
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	一般件数	2件	1件	1件	1件	0件	1件	
	退職件数	0件	0件	0件	1件	0件	0件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者移送費 退職被保険者移送費	0	一般被保険者移送費 退職被保険者移送費	96	一般被保険者移送費 退職被保険者移送費	80

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	支給件数	2件	0件	1件	—	—	
②							
③							

問題点・課題	件数は少ないが、支給については国民健康保険法に規定されている。移送費の支給要件は、 ①移送は、患者を診察した医師の指示に基づいて行われたものであり、かつ、原則として保険医療機関又は特定承認保険医療機関に収容することを目的としてなされたもの。 ②症状が、通常の交通機関（バス、電車、汽車）により、医療機関に赴くことが不可とする場合。 ③移送に関する医師の指示、移送に利用される交通手段等について客観的にその妥当性が認められることされており、この要件を満たすケースは少ない。 また、移送費の申請には、支給申請書と移送を必要とする意見書を添付することになっている。区では、この意見書を国保連合会に送付し、支給が妥当かどうか判定を受け、妥当と判定された場合、移送費を支給している。このため、申請しても必ずしも支給されるものではない。こうした制度も支給件数が少ないことの要因となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	該当するケースは少ないが、法に規定されており、申請があれば、引き続き国保連合会に意見書を送付していく。	妥当と判定を受けるケースがあれば、利用者の利便性は向上する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定事業であるが、実績が極端に低く、必要性・効果又は手続のあり方等について、国において再検討すべきと考える。

議会質問状況	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	出産育児一時金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功	
			担当者名	時田 光晴	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	出産育児一時金（48-80-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（ ○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	計画	● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	生涯健康で生き生き生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	国民健康保険法第58条に定めるその他の給付として、被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。						
対象者 等	被保険者						
内容	1. 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。 2. 支給金額350,000円（平成10年4月1日以降出産の場合、なお、平成10年3月31日までの出産については300,000円） 3. 妊娠4ヵ月（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 4. 同一出産につき、社会保険等他の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。 5. 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始（内容については、事務事業概要「出産費資金貸付事業」参照） 6. 平成19年4月より、出産一時金を区から医療機関等に支払う受取代理制度開始。						
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2. 昭和43年 4月 育児手当金創設 3. 平成 6年10月 出産育児一時金の創設 4. 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始						
必要性	出産時の経済的負担の軽減のほか、少子化対策の上からも必要性は高い。						
実施 方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 ＊母子手帳（死産、流産の場合は診断書）・印鑑・保険証・銀行口座番号（世帯主）						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)						
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額	153,300	150,500	150,850	148,400	144,900	149,100	109,200
①決算額(19年度は見込み)	153,300	138,600	150,850	148,400	127,050	149,100	109,200
②人件費					2,586	2,562	
【事務分担当量(%)】					30%	30%	
合計(①+②)	153,300	138,600	150,850	148,400	129,636	151,662	109,200
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)	153,300	138,600	150,850	148,400	129,636	151,662	109,200
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名						
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
件数	438件	396件	431件	424件	363件	426件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	出産育児一時金	127,050	出産育児一時金	149,100	出産育児一時金	109,200

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
①	支給件数		424件	363件	426件	—	—	
	② 保険料充当へのより強化		59件	33件	35件	—	—	充当件数
	③							

問題点・課題（指標分析）	出産一時金の支給件数は、平成18年度の出生の資格取得件数の405を上回る426件となっている。なお、資格取得以上の件数があるのは、夫が社会保険、妻が国民健康保険で出生児は夫の扶養で社会保険等の理由のため。 出産一時金の支給の際には、いままでも保険料充当に努めていた。平成18年6月からの国保新システムでは、出産一時金の画面に滞納の有無が表示されるようになった。この機能を活用し、今まで以上に保険料係と連携を深め、保険料の収納を図る。						
他区の実施状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	新システムの特色を生かして、保険料充当に努める。	収納率が向上する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	法定事業内容であり、ニーズも高い。また、保険料への充当等、収納率向上にも寄与する重要事業である。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	葬祭費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功	
			担当者名	時田 光晴	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (19年度)	葬祭費 (48-84-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[I]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	国民健康保険法第58条に定めるその他の給付として、被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。						
対象者等	被保険者の葬祭を行った者						
内容	1. 被保険者が死亡した場合、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給するものであるが、葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の係わりとされている。 2. 支給金額70,000円（平成10年4月1日以降死亡の場合、なお、平成10年3月31日までの死亡については60,000円） 3. 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。						
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時より実施 2. 昭和39年 4月 ～ 支給金額9回の改定 (2,500円⇒70,000円) 平成10年 4月						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高いと考える。						
実施方法	(● 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 ＊葬儀の領収書又は会葬礼状等・印鑑・保険証・葬祭を行った者の銀行口座番号						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	81,200	78,400	79,380	83,650	85,610	88,760	88,270
	①決算額(19年度は見込み)	74,410	78,400	79,380	83,300	84,350	82,110	88,270
	②人件費					1,724	1,708	
	【事務分担量(%)】					20%	20%	
	合計(①+②)	74,410	78,400	79,380	83,300	86,074	83,818	88,270
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	74,410	78,400	79,380	83,300	86,074	83,818	88,270
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	件数	1,063件	1,120件	1,134件	1,190件	1,205件	1,173件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	葬祭費	84,350	葬祭費	82,110	葬祭費	88,270

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値	
	①	給付件数	1,190件	1,205件	1,173件	—	—	
	②	保険料充当へのより強化	41件	31件	31件	—	—	充当件数
	③	対象者への受給率	93.5%	97.3%	92.9%	—	—	

問題点・課題	葬祭費の支給については、平成17年度死亡による資格喪失件数1,238に対して、1,205件の支給があり、18年度は喪失件数1,262件に対して給付件数1,173件の給付実績があり、制度としては被保険者に定着している。 葬祭費の支給の際は、被保険者と窓口で接触できる機会であり、この機会をとらえてこれまでも保険料充当に努めていた。平成18年6月からの国保新システムでは、葬祭費の画面に滞納の有無が表示されるようになった。この機能を活用し、今まで以上に保険料係と連携を深め、保険料の収納を図る。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	新システムの特徴を生かし、充当事務の充実を図る	保険料収納率が向上する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法定事業であり、受給率も高い。

議 會 質 問 狀 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	結核・精神医療給付金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功												
			担当者名	時田 光晴	内線	2382												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (19年度)	結核・精神医療給付金（48-88-50-01）																	
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業																	
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 7 年度		根拠	荒川区国民健康保険条例														
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等															
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画													
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]																
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]																
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]																
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の負担の額に相当する額を支給する。 なお、本事業は東京都の単独事業であり、その給付に要した経費は東京都より補助金として交付される。																	
対象者等	被保険者																	
内容	1. 結核医療給付 (1) 結核予防法第34条による医療給付（一般医療） (2) 結核予防法第35条による医療給付（命令入所） 2. 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付（措置入院） (2) 自立支援医療制度（精神通院）（平成18年4月1日から） ＊ なお、食事療養費関するものは除く 3. 制度概要（15年4月から） (1) 結核の命令入所・精神の措置入所 ① 所得税150万円以下の場合 <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>保険給付(70%)</td> <td>公費(30%)</td> </tr> </table> ② 所得税150万円を超える場合 <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>保険給付(70%)</td> <td>公費</td> <td>自己負担(20,000円限度)</td> </tr> </table> (2) 結核の一般医療（通院） <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>保険給付(70・80・90%)</td> <td>公費(25・15・5%)</td> <td>自己負担(5%)</td> </tr> </table> (3) 自立支援医療制度通院医療（18年4月より） <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>保険給付(70%)</td> <td>公費(20%)</td> <td>自己負担(10%)</td> </tr> </table> この自己負担分のうち 補助対象を住民税 非課税者に限定 （患者票は障害者福祉課）							保険給付(70%)	公費(30%)	保険給付(70%)	公費	自己負担(20,000円限度)	保険給付(70・80・90%)	公費(25・15・5%)	自己負担(5%)	保険給付(70%)	公費(20%)	自己負担(10%)
保険給付(70%)	公費(30%)																	
保険給付(70%)	公費	自己負担(20,000円限度)																
保険給付(70・80・90%)	公費(25・15・5%)	自己負担(5%)																
保険給付(70%)	公費(20%)	自己負担(10%)																
経過	1. 平成 7 年 7 月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2. 平成12年 9 月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3. 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4. 平成18年 4 月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正(5%⇒10%)																	
必要性	国又は地方公共団体の負担において行われる医療に関する給付との調整に基づき実施されている。																	
実施方法	(☒ 直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 療養給付費と同じく、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を実施。 助成を受けるものは、受給者証の申請が必要になった。（平成15年4月から）																	

予算・決算額等の推移	(単位:千円)						
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額	13,594	15,349	11,990	13,124	13,681	11,848	12,544
①決算額(19年度は見込み)	13,563	14,593	11,351	12,027	12,240	11,592	12,544
②人件費					862	854	
【事務分担当(%)】					10%	10%	
合計(①+②)	13,563	14,593	11,351	12,027	13,102	12,446	12,544
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)	13,122	14,805	11,565	11,999	11,999	11,782	12,544
その他(特定財源)	441	△ 212	△ 214	28	1,103	664	0
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名						
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
件数	14,389件	15,548件	11,083件	11,523件	11,736件	9,870件	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	結核・精神医療給付金	12,240	結核・精神医療給付金	11,592	結核・精神医療給付金	12,544

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	精神保健法から自立支援法への改正に伴う受給者証の発行		—	—	485件	—	—	受給者証発行件数
	② 給付件数		11,523件	11,736件	9,870件	—	—	
	③							

問題点・課題 (指標分析)	18年4月からの自立支援法の実施にともない、自立支援法の対象者のうち、国保加入者で非課税世帯の被保険者に対して、自立受給者証の発行実施。障害者福祉課と連携し、対象者にもれがないよう対応を行った。							
	(実施 22 区 未実施 区)							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	自立支援法制度対象者へ法改正について引き続き丁寧な説明に努めていく。	対象者へのサービス向上が図れる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定されている事業内容であり、現状のまま継続していく。

議会質問状況 (要旨)	平成13年3月 一定一般質問 「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」
----------------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	老人保健法による医療制度および老人医療費助成制度の医療費等助成事務費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功																				
			担当者名	佐藤 伸子	内線	2391																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	医療費等助成事業費（16-30-50-01）																									
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業																									
開始年度	●昭和 ○平成 44 年度		根拠	老人保健法（老・昭和58年2月施行）																						
終期設定	○有 ○無 年度		法令等	老人の医療費の助成に関する条例（福・昭和44年12月施行）																						
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画																					
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]																								
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]																								
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]																								
目的	老人保健法による医療制度（老）—老人保健法第1条。老後における健康の保持と適切な医療を確保し、区民の保健の向上及び老人福祉の増進を図る。 老人医療費助成制度（福）—高齢者に対し、医療費の一部を助成し、高齢者保健の向上に寄与するとともに高齢者福祉の増進を図る。（平成12年3月都条例改正により、平成19年6月に（福）制度は終了予定である。）																									
対象者等	（老）—昭和7年9月30日以前に生まれた医療保険加入者（18,361人 平成19年4月末現在） 及び65歳以上の障害認定を受けた医療保険加入者（428人 同日現在） （福）—昭和12年6月30日までに生まれた69歳までの医療保険加入者（社保の被保険者は除く） で区内に住所を有し、かつ一定の所得制限以内の者（368人 平成19年4月末現在） <所得基準> <table border="1"> <tr> <th>扶養人数</th> <th>基準額</th> <th>扶養人員</th> <th>基準額</th> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>2,572千円</td> <td>4人</td> <td>4,192千円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>3,052千円</td> <td>5人</td> <td>4,572千円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>3,432千円</td> <td>6人以上は1人につき380千円加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>3,812千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			扶養人数	基準額	扶養人員	基準額	0人	2,572千円	4人	4,192千円	1人	3,052千円	5人	4,572千円	2人	3,432千円	6人以上は1人につき380千円加算		3人	3,812千円			受益者負担 <一部負担金>（平成18年10月より） （外来）1割負担、現役並所得者3割負担 限度額（一定以上所得者 44,400円・一般 12,000円・低所得者Ⅱ 18,000円） （入院）1割負担、現役並所得者3割負担 上限（一定以上所得者 80,100円＋（実際にかかった医療費－267,000円）×1%・一般 44,400円・低所得者Ⅱ 24,600円・Ⅰ 15,000円） （高額医療費） 外来の限度額を超えた額及び世帯の限度額を超えた額及び世帯の限度額を超えた額（世帯の限度額は、入院の上限と同額） （入院時食事療養費標準負担額） 現役並所得者及び一般 260円/1食・低所得者Ⅱ 210円/1食（90日超160円・1食）・低所得者Ⅰ 100円/1食 （福）の外来・入院は1割負担		
扶養人数	基準額	扶養人員	基準額																							
0人	2,572千円	4人	4,192千円																							
1人	3,052千円	5人	4,572千円																							
2人	3,432千円	6人以上は1人につき380千円加算																								
3人	3,812千円																									
内容	○老医療費の概略（現物給付） ※現金給付しくみは【医療費の支給（現金給付）】を参照 ○福医療費の概略 ◆都外医療機関の場合⇒現金給付 ◆都内の契約医療機関の場合⇒現物給付 <助成額> 医療費 助成額 医療保険給付 (福) 一部負担金（老健法に準じる）																									
経過	・昭和44年12月 都「老人の医療費の助成に関する条例」施行 70歳以上の老齢年金受給者を対象として医療費の自己負担額の助成を開始。 ・昭和46年11月 都 65歳以上の寝たきりの高齢者にも適用 ・昭和48年 1月 国 70歳以上の老齢年金受給者と同等の所得を有する者に、老人医療費支給制度の開始。 ・昭和48年 7月 都 対象年齢を65歳以上の引下げ医療費助成制度を拡充する。 ・昭和48年10月 国 寝たきり老人について65歳から適用 ・昭和57年 2月 老人保健法が、一部負担金（定額）を導入し施行。都の医療費助成制度も一部負担金を導入、以降法の改定に伴い、同様の改定がある。																									
必要性	老人保健法による医療費および老人医療費助成制度の医療費支給等に必要なる事務経費。																									
実施方法	（●直営 ○一部委託 ○全部委託）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 老・福 資格申請受付及び証の発行、現金支給分の医療費助成支給申請の受付及び支給 — 常勤2人 非常勤 1人 レセプト点検事務 — 常勤2人 非常勤4人 （老）の受給者証交付 ①届出②内容審査③受理④交付（福）の医療証交付 ①申請②資格審査③受理④決定⑤交付 																									

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	151,423	126,891	84,416	43,112	41,795	41,704	41,850
	①決算額(19年度は見込み)	139,744	112,114	74,131	39,622	37,515	37,415	41,850
	②人件費					14,221	13,577	
	【事務分担当(%)】					165%	195%	
	合計(①+②)	139,744	112,114	74,131	39,622	51,736	50,992	41,850
	国(特定財源)	5,949	6,409	6,409	7,531	9,053	9,993	8,080
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	133,795	105,705	67,722	32,091	42,683	40,999	33,770
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	01報酬	国保年金課事務嘱託員報酬(4人分)	9,744	国保年金課事務嘱託員報酬(4人分)	10,216	国保年金課事務嘱託員報酬(4人分)	10,216
	04共済費	国保年金課事務嘱託員社会保険料	1,126	国保年金課事務嘱託員社会保険料	1,146	国保年金課事務嘱託員社会保険料	1,177
	09特別旅費	国保年金課事務嘱託員旅費	4	国保年金課事務嘱託員旅費	2	国保年金課事務嘱託員旅費	19
	11(04)一般需用費	レセプト収納ケース購入 外	1,089	レセプト収納ケース購入 外	1,461	レセプト収納ケース購入 外	1,552
	12役務費	調査ハガキ及び医療証の郵送	2,004	調査ハガキ及び医療証等の郵送	3,147	郵送代金及び人材派遣	6,400
		受給者医療費通知の郵送	360	医療費請求入力事務	2,348	受給者医療費通知の郵送	1,500
	13委託料	共同電算処理事業費	20,935	共同電算処理事業費	17,763	共同電算処理事業費	18,630
		重複頻回受診者訪問指導事業費	2,253	重複頻回受診者訪問指導事業費	1,332	重複頻回受診者訪問指導事業費	2,356
	19負担金補助及び交付金	介助手数料及び事務取扱手数料	0	介助手数料及び事務取扱手数料	0		
	23償還金料子及び割引料						

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
	①(老)受給者数		21,493人	20,278人	19,089人	—	—	
	②(福)受給者数		4,693人	3,300人	1,383人	—	—	※19年6月に制度終了
	③(福)医療費支給件数		1,873件	1,573件	728件	—	—	

問題点・課題 (分析)	①(福)制度終了(平成19年6月)への対応
	②(老)減額認定証交付事務の見直し(未申請者が入院した場合、高額医療費が発生するケースが多い)。
	③医療費の支給は口座振替により実施しているが、郵便局への振込みは取り扱っておらず、指定外の金融機関への振込みについては手間と経費がかかる。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	都への事務引継ぎ時に想定される問題等について、都と事前協議を密に行うとともに、受給者への広報を徹底する。	スムーズな事務の引継ぎにより、受給者へのサービス低下を防ぐ。
②	来庁時や電話での問合せの際に、未申請者への勧奨を積極的に行う。また、制度の見直しに併せて、対象者の抽出等ができるよう、システム変更について検討を行う。	入院における高額医療費の発生が抑制されることから、高額医療費支給事務の軽減が図れ、受給者へのサービス向上にもつながる。
③	指定金融機関への変更が可能な受給者については、変更を依頼するとともに、現行システム改造での対応の可否についても検討を行う。郵便局への振込みについて担当課への働きかけを行う。	振込み手数料等、経費の縮減が図れるとともに、振込までの時間も短縮される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	必須の業務内容に係る事務費であり、現状のまま継続する。

議会質問状況 (要旨)	平成10年一定一般質問 (福) 制度の現行維持を都に働きかけることについて
----------------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	心身障害者医療費助成制度の医療費等助成事務費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功																		
			担当者名	佐藤 伸子	内線	2391																		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	医療費助成事業（18-64-66-01）																							
事務事業の種類	○新規事業（○17年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業																							
開始年度	●昭和 ○平成 49 年度		根拠法令等	心身障害者の医療費の助成に関する条例（都条例）																				
終期設定	○有 ●無 年度																							
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画																			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]																						
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]																						
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]																						
目的	心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図る。																							
対象者等	①区内に住所を有し、②身体障害者手帳1～2級（内部障害は3級）又は愛の手帳1～2度に該当し、③医療保険加入者で所得制限基準額以下の者 受給者数（1,986人 平成19年4月末現在） ＜所得基準＞ <table border="1"> <tr> <th>扶養人数</th> <th>基準額</th> <th>扶養人数</th> <th>基準額</th> <th>扶養人数</th> <th>基準額</th> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>3,604千円</td> <td>1人</td> <td>3,984千円</td> <td>2人</td> <td>4,363千円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>4,744千円</td> <td>4人</td> <td>5,124千円</td> <td>5人</td> <td>5,504千円</td> </tr> </table>						扶養人数	基準額	扶養人数	基準額	扶養人数	基準額	0人	3,604千円	1人	3,984千円	2人	4,363千円	3人	4,744千円	4人	5,124千円	5人	5,504千円
扶養人数	基準額	扶養人数	基準額	扶養人数	基準額																			
0人	3,604千円	1人	3,984千円	2人	4,363千円																			
3人	4,744千円	4人	5,124千円	5人	5,504千円																			
内容	(障) 医療助成の概略 																							
経過	・昭和49年 7月 心身障害者医療費助成制度の発足・身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度で所得が350万円以下の者。 ・昭和59年 9月 障害程度に内部障害3級を加える。 ・同年 10月 社会保険の被保険者本人も対象となる。 ・平成 6年10月 健康保険法改正で入院時食事療養費の創設による標準負担額を全額助成。 ・平成 9年 9月 健康保険法改正で薬剤負担額の創設による負担額を全額助成。看護料差額が廃止されたことにより助成もなくなる。 ・平成14年 10月 老健法等の改正に伴う一部負担額の変更となったが、本制度では、すべて1割負担とした。																							
必要性	心身障害者医療費助成制度の医療費等助成に必要な事務経費。																							
実施方法	(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) (障)資格申請の受付及び障発行、現金による医療費助成支給申請の受付及び支給 (障)の医療証交付 対象者 → 区 ①申請②受理③資格審査④決定⑤交付—常勤2人 非常勤 1人																							

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	413	394	336	410	358	334	390
	①決算額(19年度は見込み)	278	221	216	306	236	247	390
	②人件費					14,221	13,577	
	【事務分担量(%)】					165%	195%	
	合計(①+②)	278	221	216	306	14,457	13,824	390
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	278	221	216	306	14,457	13,824	390
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	受給者数	2,204	2,140	2,065	2,023	2,008	1,973	1,937

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	1104 印刷製本費	障対象者調査はがき	43	障対象者調査はがき	54	障対象者調査はがき	101
	1200 郵便料	受給者証郵送	193	受給者証郵送	193	受給者証郵送	289

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	(障) 医療費の支給件数		1,155件	1,224件	1,373件	—	—	
	②							
	③							

問題点・課題	医療費の支給は口座振替により実施しているが、郵便局への振込みは取り扱っておらず、指定外の金融機関への振込みについては手間と経費がかかる。						
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	指定金融機関への変更が可能な受給者については、変更を依頼するとともに、現行システム改造での対応の可否についても検討を行う。郵便局への振込みについて担当課への働きかけを行っていく。	振込み手数料等、経費の縮減が図れるとともに、振込までの時間も短縮される。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	被保険者に広く定着している都制度であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	老人医療特別会計への繰出金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	老人保健医療特別会計繰出金（19-72-50-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○1年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 58 年度		根拠	老人保健法		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	老人医療給付費の公費負担のうち、区負担分及び老健会計の歳入不足分について老健会計へ繰出す。					
対象者等	区					
内容	◎老人医療給付費の区負担金（負担割合は【医療の給付（現物給付）】を参照）を四半期ごとに積算し、老人保健医療特別会計の一般会計繰出金に振替支出する。 ◎また、老人保健医療特別会計において、歳入不足が生じることが見込まれる場合は、第4四半期の繰出金に不足額も含め、区負担金として支出する。					
経過						
必要性	老人保健制度において、受給者の自己負担分以外は保険者からの拠出金と公費負担により賄うこととなっている。また、老人保健医療特別会計で歳入不足が生じた場合、区負担金において支出する必要があるため。					
実施方法	（●直営 ○一部委託 ○全部委託）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ① 繰出金支出（振替支出） 一般会計 → 老人保健特別会計 （一般会計繰出金） ② 次年度、超過繰入額を精算 《一般会計では》 ① 四半期ごとに、区負担金を算定し、振替支出する。 ② 老健会計において、歳入不足が生じた場合は、第4四半期の区負担金に加えて、支出する。 《老健特別会計では》 ① 四半期ごとに繰出される区負担金を受入れ ② 超過して繰入れた場合、次年度に精算する（【一般会計繰出金】を参照）					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	1,496,260	1,444,581	1,278,758	1,249,637	1,374,505	1,420,433	1,379,446
	①決算額(19年度は見込み)	1,185,932	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,132	1,172,850	1,379,446
	②人件費					862	427	
	【事務分担当量(%)】					10%	5%	
	合計(①+②)	1,185,932	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,994	1,173,277	1,379,446
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	1,185,932	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,994	1,173,277	1,379,446
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	繰出額	1,185,932	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,132	1,172,850	1,379,446

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	2899繰出金 030その他繰出金	16年度区負担金及び老健会計歳入不足額	1,226,132	17年度区負担金及び老健会計歳入不足額	1,172,850	18年度区負担金及び老健会計歳入不足額	1,379,446

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
	① 老人医療費区負担金負担率	5.89%	7.28%	8.30%	—	—	区負担金／医療費支弁額
	② 老健会計歳入不足額(区負担金超過分)	140,619	141,472	141,527	—	—	単位[千円]
	③						

問題点・課題 (指標分析)	老人医療給付費の費用は区負担分の他に支払基金交付金と国・都負担金により負担される公費分があるが、主として公費負担分に関して、医療費実績及び精査した見込額に基づいた各申請額を下回った額が決定・交付される状況が続いている。 さらに、精算は次年度行われるため、区負担金について、所用額を算定し繰入れを行っても、年度末には医療費に不足が生じ、本来の区負担額以上に一般会計から繰入れて支払っている。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	財源が厳しい中で、適正な交付・精算を国・都に求めている。	一般会計からの繰入金について、本来、区が負担すべき経緯のみを繰入ることができる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	
		現行制度上、必然的に発生する歳出である。

議会 (要旨)	議 会 質 問 状 況
------------	----------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	医療の給付（老人保健現物給付）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	療養給付費（50-14-50-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠 法令等	老人保健法		
終期設定	○有 ●無 年度					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	計画	●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防・治療、機能訓練の保健事業を総合的に実施し、もって区民の保健の向上及び老人福祉の増進を図る。					
対象者等	・昭和 7年9月30日以前に生まれた受給者（17,933人 平成19年4月末現在） ・65歳以上で、障害認定を受けた医療保険加入者（428人 平成19年4月末現在）					
内容	◎医療受給者は、老人医療費のうち一部負担金のみを支払い、残りの6/12を保険者からの拠出金・6/12を公費（国4/12、都1/12、区1/12）で負担している。この給付のしくみを「現物給付」とよび、老人保健法による医療は、保健医療機関等において、現物給付として行うことが原則。 ※18年9月までは、保険者からの交付金が6/12、公費負担が6/12（国184/600、都46/600、区46/600） ＜老人医療制度のしくみ＞					
経過	＜一部負担金経過＞ 外来 14年10月1割負担、一定以上所得者2割負担 限度額（一定以上所得者40,200円、一般12,000円、低所得者ⅡⅠ8,000円） 18年10月1割負担、現役並所得者3割負担 限度額（現役並所得者44,400円、一般12,000円、低所得者ⅡⅠ8,000円） 入院 14年4月 1割負担（上限37,200円） 14年10月1割負担、一定以上所得者2割負担 上限（一定以上所得者72,300円＋（実際にかかった医療費－361,500円）×1%、一般40,200円 低所得者Ⅱ24,600円、低所得者Ⅰ15,000円） 18年10月1割負担、現役並所得者3割負担 上限（現役並所得者80,100円＋（実際にかかった医療費－267,000円）×1%、一般44,400円 低所得者Ⅱ24,600円、低所得者Ⅰ15,000円）					
必要性	老人保健事業を効果的に行うため、対象者に身近な区市町村が老健事業の実施主体となっている。					
実施方法	（●直営 ○一部委託 ○全部委託） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 老人医療費（現物給付）にかかる支払基金・国保連合会への支払 — 常勤1人 老人医療費不正請求にかかる還付事務 — 常勤1人 第三者行為による損害賠償請求 — 常勤 1人					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	18,211,462	17,578,880	16,644,464	16,160,699	16,393,718	15,288,856	14,635,818
	①決算額（19年度は見込み）	17,613,691	16,977,812	16,269,823	16,160,697	15,789,539	15,122,292	14,635,818
	②人件費					862	854	
	【事務分担量（%）】					10%	10%	
	合計（①＋②）	17,613,691	16,977,812	16,269,823	16,160,697	15,790,401	15,123,146	14,635,818
	国（特定財源）	3,513,277	3,335,673	3,483,167	3,849,446	4,057,954	4,352,618	4,264,012
	都（特定財源）	878,297	889,025	859,260	1,013,118	1,033,047	1,079,418	1,066,003
	その他（特定財源）	13,356,419	12,813,727	12,046,018	11,535,483	10,647,602	9,854,444	9,305,803
	一般財源	△ 134,302	△ 60,613	△ 118,622	△ 237,350	51,798	△ 163,334	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	療養給付費（現物分）の件数推移	697,149	723,466	708,634	684,023	659,238	628,173	614,323
	受給者宛医療費通知件数	—	—	—	—	1,799件	16,272件	29,000件
	多重・頻回受診者への訪問指導対象数	—	—	—	—	100人	100人	100人
	※医療費通知及び訪問指導の経費は、【老健法による医療制度及び老人医療費助成制度の医療費等助成事務費】に計上							

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	1999負担金補助及び交付金	老人医療費の支払 (現物給付)	15,789,539	老人医療費の支払 (現物給付)	15,122,292	老人医療費の支払 (現物給付)	14,635,818

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	①	受給者一人当たり老人医療 (入院・外来・歯科)	859,950	889,887	905,376	894,066	770,000	老人医療費(総医療費)/受給者数 (目標値は14年度の23区平均値を設定)
	②	受給者一人当たり外来医療費	427,366	443,808	442,783	—	388,000	外来の医療費/受給者数 (目標値は14年度の23区平均値を設定)
	③							

問題点・課題 (指標分析)	①医療費について、東京都・全国と比較すると受給者一人当たりの医療費が高額だが、なかでも入院外医療費が高額となっている。 《参考》一人当たり医療費(23区):770,607円、一人当たり外来医療費(23区):388,128円 ※平成14年度実績(過去5年間で最も低い額)
	②平成20年4月から広域連合による「後期高齢者医療制度」が実施される予定。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	医療費適正化の取り組みを充実する。受給者宛医療費通知について、対象を施術受診者のみから、医科・歯科等受診者も含めて検討し、重複頻回者への訪問指導については、実施方法や実施結果の活用方法等についても再度検討を行う。 (経費は、【老健法による医療制度及び老人医療費助成制度の医療費等助成事務費】に計上)	医療費の適正化に効果が期待できる。
②	制度改正に向けた体制の整備(準備委員会との連絡等、情報収集を行い、スムーズな新制度への移行に努める)	新制度への円滑な移行が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法定事業であり、現状を継続するが、特に医療費適正化の取組みに重点を置いていく。

議会 (要旨) 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	医療費の支給（老人保健現金給付）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	療養費の支給（50-28-50-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	老人保健法		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	老人保健法による医療は、保険医療機関等において現物給付として行うことが原則であるが、現物給付が困難である場合は、区市町村長がこれに代えて医療費の支給（現金による給付）を行う。					
対象者等	医療費の支給（現金給付）の発生原因 1 医療を行うことが困難であると認められるとき (例)・保険医等による指示で柔道整復師等の手当を受けた場合、或いは保険医等の同意を得て、あんま・マッサージ、はりきゅうを受けた場合 ・治療用装具 2 保険医療機関に受診し、やむを得ない理由によりその費用を医療機関に払った場合が必要であると認めるとき (例)・旅行中で、健康手帳（受給者証）を所持していなかった場合 3 高額医療費					
内容	・医療費支給申請書 ・添付書類（領収書、医師の同意書、健康手帳（受給者証）、被保険者証等）					
経過	＜一部負担金経過＞ 外来 14年10月⇒1割負担、一定以上所得者2割負担 限度額（一定以上所得者40,200円、一般12,000円、低所得者ⅡⅠ8,000円） 18年10月⇒1割負担、現役並所得者3割負担 限度額（現役並所得者44,400円、一般12,000円、低所得者ⅡⅠ8,000円） 入院（世帯単位） 14年10月⇒1割負担、一定以上所得者2割負担 上限（一定以上所得者72,300円＋（実際にかかった医療費－361,500円）×1%、一般40,200円、低所得者Ⅱ24,600円、低所得者Ⅰ15,000円） 18年10月⇒1割負担、現役並所得者3割負担 上限（現役並所得者80,100円＋（実際にかかった医療費－267,000円）×1%、一般44,400円、低所得者Ⅱ24,600円、低所得者Ⅰ15,000円）					
必要性	対象者等の欄に記載のとおり、現金給付により医療費の支給を行う必要がある。					
実施方法	（○直営 ●一部委託 ○全部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 医療費支給申請書受付事務 — 常勤2人・非常勤1人 施術師等への医療費（現金）支給決定事務 — 常勤1人 医療費請求入力業務の委託 — 派遣職員1人					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	491,852	528,031	610,059	733,546	799,941	748,763	630,953
	①決算額(19年度は見込み)	480,484	523,606	681,787	714,341	687,339	647,537	630,953
	②人件費					13,790	9,821	
	【事務分担当(%)】					160%	115%	
	合計(①＋②)	480,484	523,606	681,787	714,341	701,129	657,358	630,953
	国(特定財源)	96,097	110,563	162,114	165,441	176,648	186,379	186,940
	都(特定財源)	24,024	27,641	40,528	41,360	44,970	46,221	46,735
	その他(特定財源)	360,363	385,402	479,145	507,540	463,504	421,967	397,278
	一般財源	0	0	0	0	16,007	2,791	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	医療費(現金分)の支給件数	21,187件	26,648件	48,734件	50,364件	51,469件	50,829件	53,588件

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	老人医療費の支給 (現金支給)	687,339	老人医療費の支給 (現金支給)	647,537	老人医療費の支給 (現金支給)	630,953

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	受給者一人当たり医療費支給額	33,236	33,896	33,922	33,948	33,300	医療費の支給額/受給者数(単位:円) (目標値:16年度と同数値)
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	①高額医療費の支払までの期間短縮(17年度のシステム変更により事務の軽減を図ったが、受給者への支払期間は4ヶ月程度と変更前と同じ) ②医療費等の支給方法(医療費の支給は口座振替により実施しているが、郵便局への振込みは取り扱っておらず、指定外への金融機関への振込みについては手間と経費がかかる) ③施術等の不正請求への対応
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	データ到着(国保連合会)から支払までの事務の流れや実施方法について再度見直しを行い、システム化等により事務の軽減を図る。 平成20年の制度改正を踏まえて、検討を行う。	受給者への支払期間の短縮(1ヶ月程度)。
②	指定金融機関への変更が可能な受給者については、変更を依頼するとともに、現行システム改造での対応の可否についても検討を行う。郵便局への振込みについて、担当課への働きかけを行っていく。	振込み手数料が減り、経費の節減が図れるとともに、振込みまでの時間も短縮される。
③	往療料の必要性や複数の施術師への通院等について、確認を強化する。	医療費の支出を抑え、医療費の適正化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定事業であり、現状のまま継続していく。

議会 (要旨) 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	診療報酬の審査及び支払（老人保健）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功																																	
			担当者名	佐藤 伸子	内線	2391																																	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	診療報酬の審査および支払（50-42-50-01）																																						
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業																																						
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	老人保健法																																			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等																																				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画																																			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]																																					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]																																					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]																																					
目的	保険医療機関よりレセプトによる医療費の請求があった場合、各審査機関にその審査及び支払いを委託することにより、老人医療費の適正かつ迅速な支払いを確保する。																																						
対象者等	・国民健康保険団体連合会（国民健康保険加入者および国民健康保険組合加入者分を委託） ・社会保険診療報酬支払基金（社会保険加入者分を委託）																																						
内容																																							
経過	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単価(円)</th> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払基金</td> <td>医科・歯科等</td> <td></td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> </tr> <tr> <td>調剤審査分</td> <td></td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> </tr> <tr> <td>調剤審査分以外の調剤分</td> <td></td> <td>57.20</td> <td>57.20</td> <td>57.20</td> <td>57.20</td> </tr> <tr> <td>国保連</td> <td>現物分</td> <td></td> <td>111.60</td> <td>111.60</td> <td>111.60</td> <td>111.60</td> </tr> </tbody> </table>						単価(円)		年度	16	17	18	19	支払基金	医科・歯科等		114.20	114.20	114.20	114.20	調剤審査分		114.20	114.20	114.20	114.20	調剤審査分以外の調剤分		57.20	57.20	57.20	57.20	国保連	現物分		111.60	111.60	111.60	111.60
単価(円)		年度	16	17	18	19																																	
支払基金	医科・歯科等		114.20	114.20	114.20	114.20																																	
	調剤審査分		114.20	114.20	114.20	114.20																																	
	調剤審査分以外の調剤分		57.20	57.20	57.20	57.20																																	
国保連	現物分		111.60	111.60	111.60	111.60																																	
必要性	迅速な支払および医療費の適正な支出を確保するため、審査支払機関への委託を行う。																																						
実施方法	（○直営 ○一部委託 ●全部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） <委託先> ・国民健康保険団体連合会委託 — 現物分（医科・歯科） 542,042件 60,491,883円（18年度実績） ・社会保険診療報酬支払基金 — 医科・歯科分 54,464件 1,641,732,611円 調剤審査分 557件 63,605円 調剤審査分以外の調剤分 32,801件 1,876,214円（18年度実績）																																						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	93,584	89,355	79,465	74,753	72,339	69,379	66,227
	①決算額(19年度は見込み)	78,683	80,281	77,290	74,687	71,940	68,565	66,227
	②人件費					9,481	9,394	
	【事務分担当(%)】					110%	110%	
	合計(①+②)	78,683	80,281	77,290	74,687	81,421	77,959	66,227
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	83,500	78,915	77,304	70,731	72,153	70,061	66,227
	一般財源	△4,817	1,366	△14	3,956	9,268	7,898	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	審査件数							
	国保連(現物分)	581,356	610,422	603,937	588,140	567,558	542,042	517,673
	支払基金							
	(医・歯科及び調剤審査分)	78,426	73,151	67,612	61,730	58,322	55,205	50,968
	(調剤再審査分)	40,363	39,873	36,226	33,331	32,801	30,926	31,797
	区による再審査の申出件数		9,880	10,047	9,314	7,227	6,607	
※再審査の経費は【老健法による医療制度及び老人医療費制度の医療費等助成事務費】に計上								

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		1300委託料 05その他の委託料	レセプトの審査支払手数料 71,940	レセプトの審査支払手数料 68,565	レセプトの審査支払手数料 66,227		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	過誤調整件数	6,324件	4,572件	5,398件	—	—	単位:件
	② 過誤調整率	1.5%	1.2%	1.7%	—	—	過誤調整の給付費／給付
	③						※上記には再審査による過誤調整も含む

問題点・課題 (指標分析)	①画像レセプトの導入(レセプトの保管場所や取り寄せる作業が不要となるメリットがあるが、審査支払機関の審査後に区が行う縦覧点検に不便が生じ、点検の時間や導入経費を要する等のデメリットも想定される)
	②旧医療証の回収(受給者が旧医療証で医療機関にかかるケースがあり、レセプトの返戻等に手間を要している。患者負担の見直し等により負担割合が複雑化することから、回収の徹底が必要)
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	導入自治体からの情報収集等により、当区における導入の方法および効果について具体的な検討を行う。	情報伝達がスピードやデータの保管等について、効果が期待できる。
②	新医療証交付の際に、返信用封筒を同封するなどの現在の取り組みに加えて、受給者へ回収の必要性についてのPRを強化する。	医療機関とのトラブルを避けることができ、受給者に対しても、旧医療証を提示したことによる、後日の請求や還付が無くなる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定事業であり、現状のまま継続していく。

議会 (要旨) 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	償還金および還付金（老人保健）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	償還金および還付金（50-56-50-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	老人保健法		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	老人医療給付費の国又は都負担金が超過交付となった場合、次年度にてその超過額を返還することにより精算する。 なお、前年度の交付金に不足額が生じた場合は次年度で追加交付がなされる。					
対象者等	国および都					
内容	超過交付金返還額 = 前年度交付金（概算） - 前年度交付金（確定） <前年度> <当該年度> 国・都負担金高額額（精算） → 前年度分超過交付金返還額 → 前年度国・都負担金（確定） → 国又は都へ返還 ※返還金が発生した次年度に、予備費より予算を充用し、国又は都へ返還する					
経過						
必要性	負担金の過不足による清算は、次年度の5月以降に行われるため、返還等の手続きは次年度に行う必要がある。					
実施方法	（●直営 ○一部委託 ○全部委託） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①前年度の事業実績報告 ③予備費充用 ②前年度超過交付による返還額確定 ④返還金支出 国・都 ← 区					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	9,460	1	36,096	1	10,905	1	1
	①決算額(19年度は見込み)	9,459	0	36,096	0	10,905	0	1
	②人件費					862	854	
	【事務分担量(%)】					10%	10%	
	合計(①+②)	9,459	0	36,096	0	11,767	854	1
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	9,459	0	36,096	0	10,905	0	1
	一般財源	0	0	0	0	862	854	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	国庫負担金返還額	0	0	0	0	0	0	0
	都負担金額	9,459	0	36,096	0	10,905	0	0

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	2399償還金 利子及び割引料	平成17年度老人医療給付費都負担金の超過交付額の返還金	10,905	平成18年度老人医療給付費都負担金の超過交付額の返還金	0	平成19年度老人医療給付費公費負担超過額返還金科目存置	1

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①								
②								
③								

問題点・課題 (指標分析)	老人医療給付費の国庫・都負担金は各申請時点までの実績及び今後の老人医療費を精査の上、概算額を申請している。日頃から老人医療費動向を把握し、分析してはいるが、医療費を正確に見通すことは難しい。また、申請した概算額を基に国や都において交付額が決定されることから、決算時に国庫・都負担金が過不足交付となる。							
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	他自治体における処理方法等について情報収集を行うとともに、老人医療費の動向についての的確に把握するためのデータ分析に努め、実態により近い実績報告（見込）、交付金の受入を行う。	実態に合った負担金の交付が行われる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現行制度上、必然的に発生する歳出である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	一般会計繰出金（老人保健）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	一般会計繰出金（50-70-50-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	老人保健法		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	老人医療給付費の公費負担の内、区負担分（一般会計よりの繰入金）が超過負担となった場合、超過分を次年度にて一般会計へ繰出すことにより、区の超過負担分を精算する。					
対象者等	区					
内容	一般会計繰出金＝前年度区負担金（概算）額－前年度区負担所要（確定）額 ＜前年度＞ 前年度老健会計歳入不足金 前年度老人医療給付費にかか る区負担金（概算） 一般会計より繰入 ➡ ＜当該年度＞ 超過繰入金の繰出額 前年度区負担金（確定） ➡ 一般会計繰出金 ※繰出金が発生した次年度に予備費より予算を充用し、一般会計へ繰り入れる					
経過						
必要性	区負担金の精算については次年度に行うこととしており、超過分があった場合、一般会計への繰出しを行う必要がある。					
実施方法	（ ●直営 ○一部委託 ○全部委託 ） （ 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ） 老人保健医療特別会計より一般会計への繰出事務 — 常勤 1人 一般会計 ← 老人保健特別会計 ③繰出額支出 ①前年度の一般会計の超過繰入額確定 ②超過繰入額の予備費充用					

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	258,070	283,721	169,942	141,460	41,378	141,527	1
	①決算額(19年度は見込み)	258,070	283,721	169,942	141,460	41,378	141,527	1
	②人件費					862	427	
	【事務分担当(%)】					10%	5%	
	合計(①+②)	258,070	283,721	169,942	141,460	42,240	141,954	1
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	258,070	283,721	169,942	141,460	41,378	141,527	1
	一般財源	0	0	0	0	862	427	0
実 績 の 推 移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	一般会計繰出金	258,070	283,721	169,942	141,460	41,378	141,527	1

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	2800繰出金	平成17年度老人医療給付費区負担額の超過受入額の返還金	41,378	平成18年度老人医療給付費の区負担額の超過受入額の返還金	141,527	平成19年度老人医療給付費の区負担額の超過受入額の返還金科目存置	1
	03その他の繰出金						

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	交付金・負担金の不足額		4,758	180,596	96,639	—	0	国・東京都・基金の不足額
	②							
	③							

問題点・課題 (指標分析)	老人医療給付費の費用は区負担分の他に支払基金交付金分と国・都負担金により負担される公費分があるが、主として公費負担分に関して、医療費実績及び精査した見込額に基づいた各申請額を下回った額が決定・交付される状況が続いている。さらに、精算は次年度行われるため、区負担金について、所用額を算定し繰入れを行っても、年度末には医療費に不足が生じ、本来の区負担額以上に一般会計から繰入れて支払っている。							
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	財源が厳しい中で、適正な交付・精算を国・都に求めている。	一般会計からの繰入金について、本来、区が負担すべき経費のみを繰入ることにより、繰出し金の支出が減少する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現行制度上、必然的に発生する歳出である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	予備費(老人保健)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	佐藤 伸子	内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	予備費(50-84-50-01)				
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 58 年度	根拠	老人保健法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	予見することが出来ない支出及び予算の不足を補うために予備費を計上する。				
対象者等	該当なし				
内容	国民健康保険特別会計は、「国民健康保険の保険者の予算編成について(通知)」(厚生省保険局)で予備費を保険給付3%以上の額を計上することとされている。 平成19年度老人保健医療特別会計は、300,000千円を予備費として計上している。 ※主に、前年度超過分の交付金返還や、一般会計への繰出金(前年度、負担額以上に繰り入れた経費を戻す)に充用				
経過					
必要性	老人医療給付費の国庫・都負担分や交付金分の歳入不足を補う手段として益々、予備費充用による対処が必要となる。				
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	293,572	198,012	16,270	158,541	247,720	158,473	300,000
	①決算額(18年度は見込み)	0	0	0	0	0	0	0
	②人件費					862	854	
	【事務分担当量(%)】					10%	10%	
	合計(①+②)	0	0	0	0	862	854	0
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	48,326	41,539	49,765	26,120	40,000	36,699	300,000
	一般財源	48,326	41,539	49,765	26,120	39,138	35,845	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	充用額	267,528	344,253	283,730	141,459	52,280	141,527	300,000

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	9900予備費	23償還金利子及び割引料	10,904	23償還金利子及び割引料	0	老健会計における歳出科目の不足に伴う充用	300,000
		28繰出金	41,377	28繰出金	141,527		

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	執行率(充用率)		47.2%	17.4%	47.2%	—	—	当初予算に対する充用率
②								
③								

問題点・課題 (分析課題)	適正な医療費の支出に努めるために、訪問指導事業・医療費通知・第三者行為に対する求償・レセプトの再点検等、様々な措置を講じている。医療費の動向分析もしているが、例えば老人保健医療受給者数が減少しても直ちに医療費減に繋がらない等、医療費の見込みは難しい。療養給付費(現物給付)分で、不足が生じた場合は、現在の予算規模では対応不可(16年度は補正予算で対応)。							
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	他自治体での取り組み状況等について情報収集を行うとともに、老人医療費の動向についての的確に把握するため、データの分析を行い、実態により近い実績報告(見込)を行う。	実態に合った負担金の交付が行われる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現行制度上、本予算措置は必要不可欠である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	収納管理費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功	
			担当者名	木村 記子	内線	2386	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (19年度)	収納管理費 (48-20-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	被保険者の保険料収納に関する事務。						
対象者等	被保険者						
内容	次の事務に要する経費（消耗品購入、印刷製本、郵便料及び委託料）を支出 (1) 保険料の納入 (2) 納付相談 (3) 口座振替の促進 (4) 保険料の督促、催告 (5) 過誤納還付及び充当						
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始						
必要性	国民健康保険料収納業務の円滑的・効率的な実施のために必要である。						
実施方法	(● 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ● 臨時職員) (1) 保険料納入 納付書（コンビニ収納を含む）による自主納付、口座振替及び徴収嘱託員による個別徴収等。 (2) 納付相談 日常の納付相談はもちろん、滞納者には呼出状を送付し早期の納付を促す。 (3) 口座振替の促進 銀行、郵便局の預貯金口座から毎月末に引落としとなることによる利便性を周知する。 (4) 保険料の督促、催告 平成12年度より収納体制を強化するため、督促状を毎月送付しているが、17年度からその発行を1ヵ月早めた結果、収納率向上の1要因となった。また、催告書は年2回の送付とし、18年度からは利用率の少ない納付書は同封せず、お知らせのみとする。（11年度までは督促状は年6回、催告書は年4回送付） (5) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行なう。						

予算・決算額等の推移		(単位:千円)						
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	32,155	33,383	32,550	27,884	29,458	29,082	28,661
	①決算額(18年度は見込み)	29,370	28,778	27,924	24,436	26,356	25,202	28,661
	②人件費					43,597	33,183	
	【事務分担当(%)】					665%	475%	
	合計(①+②)	29,370	28,778	27,924	24,436	69,953	58,385	28,661
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	29,370	28,778	27,924	24,436	69,953	58,385	28,661
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	調定額(現年分)	5,705,379	5,792,586	6,053,644	6,175,409	6,439,287	6,448,386	
	収納額	4,831,524	4,862,540	5,025,222	5,177,759	5,520,520	5,495,174	
	収納率	84.68%	83.94%	83.01%	83.84%	85.73%	85.22%	
	調定額(滞繰分)	1,177,385	1,542,013	1,911,899	2,280,323	2,330,873	2,347,792	
	収納額	258,242	318,960	371,631	425,093	391,017	338,603	
	収納率	21.93%	20.68%	19.44%	18.64%	16.78%	14.42%	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般賃金	事務補助	375	事務補助	390	事務補助	404
	一般需用費	印刷製本(定期納付書等)	4,061	印刷製本(定期納付書等)	4,036	印刷製本(定期納付書等)	5,603
	役務費	郵送料・公金取扱手数料	17,765	郵送料・公金取扱手数料	15,763	郵送料・公金取扱手数料	17,469
	委託料	OCR・MT事務処理委託等	4,155	OCR・MT事務処理委託等	5,013	OCR・MT事務処理委託等	5,185

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値	
標	①	滞納世帯割合	24.37%	23.76%	18.89%	—	9.00%	滞納世帯数／全世帯数
	②	催告書発送数(4月)	11,955枚	13,809枚	12,360枚	13,721枚	—	現年収納強化により督促・催告発送が減少
	③							

問題点・課題 (指標分析)	長引く景気低迷による収納意欲の低下に対し、被保険者の生活実態にあった納付相談、催告等を強化し収納率の向上に向けさらなる努力が必要である。 効率的な収納事務用品購入への取組みが必要である。
他区の実況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	印刷費等の見積り精査と計画的発注	経費節減
②	催告書に利用率の少ない納付書は同封しないこととする	経費節減
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	国保保険料の収納に係る経費であり、今後一層、重要となる分野である。

議会 (要旨・質問状況)	
-----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	収納率向上対策事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	木村 記子	内線	2386
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (19年度)	収納率向上対策事業 (48-24-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠	国民健康保険法 国民健康保険法加算金交付金交付方針		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	茨城県特別対策事業実施要領		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	保険料収納の向上を図り、責任収納率（現年分91.00%・滞納繰越分38.00%）を達成するため、収納体制を強化する。					
対象者等	被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）					
内容	1. 徴収嘱託員（13名）による戸別徴収 2. 口座振替の促進強化 3. 納付相談の強化 4. 休日、夜間における電話催告 5. 休日窓口の開設 6. 短期証（年2回発行）の交付による、滞納者への接触機会の拡大 7. 悪質滞納者への滞納処分 8. 被保険者に関する啓発活動 9. 資格証明書の発行 10. コンビニエンスストアでの保険料の収納					
経過	1. 昭和63年 4月 徴収嘱託員（12名）制度を導入 2. 平成 5年 4月 本事業開始 3. 平成12年 4月 介護保険制度施行 4. 平成12年11月 介護第1号保険料徴収開始に伴い、徴収嘱託員を14名体制 5. 平成13年10月 徴収嘱託員携帯端末システム導入					
必要性	徴収嘱託員による訪問徴収、滞納者への短期証・資格証明書の交付等は、納付義務者と納付相談をする有効な機会であり、収納率向上のために必要な事業である。また、保険料のコンビニ収納を導入することで、納付義務者の利便性が図られる。					
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ） 1. 徴収嘱託員 保険料携帯端末収納システムを利用して、臨戸訪問により収納する。 2. 口座振替の促進 加入時に窓口で奨励するほか、納付書発送時にも同封する。 3. 休日窓口（年6回） 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 4. 短期証 現年度以外の滞納者を対象とし、納付相談などを行い交付する。 5. 資格証明書 長期滞納者に対して資格証明書を交付する。 6. 滞納処分 悪質滞納者の滞納処分（差押）を進める。 7. コンビニ収納 収納代行業者への業務委託により平成18年10月から実施。 8. 滞納整理専門員 滞納処分業務の強化のため、税務協会からの専門的知識を持つ人材派遣を1人から3人に増した。					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	63,306	43,485	42,087	47,033	55,825	64,100	75,567
	①決算額(18年度は見込み)	48,833	38,219	38,333	43,548	48,086	50,769	75,567
	②人件費					68,185	32,980	
	【事務分担当量(職員数)】					1880%	415%	
	合計(①+②)	48,833	38,219	38,333	43,548	116,271	83,749	75,567
	国(特定財源)	7,250	6,000	5,750	4,550	4,408	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)	41,583	32,219	32,583	38,998	111,863	83,749	75,567	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	保険料収納率 荒川区	84.68%	83.94%	83.01%	83.84%	85.73%	85.22%	
	23区平均	86.45%	86.19%	84.86%	84.41%	84.73%		現年分
	順位	19位	23位	21位	15位	6位		
	保険料収納率 荒川区	21.93%	20.68%	19.44%	18.64%	16.78%	14.42%	
	23区平均	23.50%	23.91%	22.35%	21.83%	24.92%		滞繰分
	順位	15位	16位	20位	21位	22位		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	徴収嘱託員報酬	36,681	徴収嘱託員報酬	34,531	徴収嘱託員報酬	39,502
	その他の時間外	時間外勤務手当	1,864	時間外勤務手当	3,073	時間外勤務手当	3,779
	共済費	徴収嘱託員社会保険料等	4,786	徴収嘱託員社会保険料等	4,994	徴収嘱託員社会保険料等	5,730
	特別旅費	徴収嘱託員旅費	967	徴収嘱託員旅費	955	徴収嘱託員旅費	968
	一般需用費	印刷製本(窓口相談通知書等)	910	印刷製本(窓口相談通知書等)	1,569	印刷製本(窓口相談通知書等)	3,580
	役務費	郵送料(催告予告書通知等)	981	郵送料(催告予告書通知等) 滞納整理事務指導人材派遣	3,749	郵送料(催告予告書通知等) 滞納整理事務指導人材派遣	19,248
	委託料	携帯端末システム保守委託	1,897	携帯端末システム保守委託 コンビニ収納開発経費等	1,478	携帯端末システム保守委託 コンビニ収納開発経費等	2,440
	備品購入費			コンビニ収納受信機器等	420	携帯端末ハンディターミナル	320

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
① ② ③	① 収納率(現年分)		83.84%	85.73%	85.22%	—	91.00%	現年収納強化により収納率が向上
	② 収納率(滞繰分)		18.64%	16.78%	14.42%	—	38.00%	現年収納強化のため、滞繰は停滞
	③ 納期限内納付率		77.70%	77.31%	77.70%	—	—	現年度分 (納期の翌日現在納付額／調定額)

問題点・課題 (指標分析)	収納環境が厳しくなる中、収納率向上を図るためには現年度の滞納を増やさない対策が重要である。①口座加入率をより高め安定的な収納を確保すること。②滞納世帯においても現年度と滞納分を含めて納付するよう指導する。③利便性の高いコンビニでの保険料の収納を18年度より実施し収納率向上に努力する。 滞納対策は、短期証・資格証明書交付等これまでの対策の他、悪質な滞納者に対しては差押えなどを実施し、常にケースの進行管理を行っていく必要がある。
他区の実施状況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	あらゆる手段を取り入れた、計画的な長期滞納者対策を実施する。	収納率向上
②	徴収員の能力活用による、新たな滞納者への早期取組み	収納率向上
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	収納率向上に向け、今後、あらゆる努力と工夫を惜しまず展開していくべきであり、最重要課題である。

議会 要旨 質問 状況	・平成13年3月一定一般質問 「滞納状況及び滞納解消策について【資格証明書の活用について】」 ・平成13年3月一定一般質問 「生活困窮世帯に対して、機械的に保険証を取上げて資格証明書を発行しないことについて」
----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	収納管理費（介護保険）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	木村 記子	内線	2386
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (19年度)	収納管理費 (51-20-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法		
終期設定	○ 有 ○ 無 年度		法令等	荒川区介護保険条例		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	介護保険第1号被保険者に係る介護保険料の徴収に要する経費を支出する。					
対象者 等	介護保険第1号被保険者 荒川区内に住所を有する65歳以上の者(外国人を含む) 41,224人(19年3月末現在) うち外国人被保険者 人 住所地特例該当者 人					
内容	1. 介護保険第1号保険料の徴収に関すること (1) 保険料の納付書を作成・送付すること (3) 保険料滞納者に対し、督促状・催告書を送付すること (4) 口座振替による保険料納入を勧奨し、実施すること (5) 保険料過誤納金を還付・充当すること (6) 保険料滞納者に対する滞納処分を実行すること (7) 保険料滞納者に対して給付制限を実行すること (8) 保険料徴収を囑託すること					
経過	1. 平成 9年12月 介護保険法公布 2. 平成12年 4月 介護保険法施行 ※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年 4月～平成12年9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年9月……………1/2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3. 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正(低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始)					
必要性	介護保険料収納業務の円滑的・効率的実施のために必要である。					
実施方法	(● 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 1. 保険料徴収 自主納付及び徴収囑託員(非常勤職員13名)による訪問徴収(夜間、休日含む)又は年金から控除する特別徴収 2. 納付相談 (1) 窓口納付相談(随時) (2) 介護認定・変更申請時に滞納者を対象に介護保険課と連携して納付相談を行っている。 (3) 休日窓口相談開設(5月・9月(2回)・12月・3月(2回)) 3. 口座振替の勧奨 (1) 納入通知書発送時に口座振替依頼書・返信用封筒を同封 (2) 「区報」・「国保だより」に掲載することで利便性を周知する。 4. 督促・催告 督促状は納期限から2ヶ月後に未納者へ送付(毎月)し、催告書は年2回(4月・12月)送付している。 5. 過誤納還付・充当 誤納付・重複納付や調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	11,028	15,213	14,402	9,219	9,125	9,196	9,134
	①決算額(19年度は見込み)	8,190	7,278	6,558	6,814	6,778	6,743	9,134
	②人件費					22,904	18,462	
	【事務分担量(%)】					320%	245%	
	合計(①+②)	8,190	7,278	6,558	6,814	29,682	25,205	9,134
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	8,190	7,278	6,558	6,814	29,682	25,205	9,134
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	現年分調定額	961,304	1,306,846	1,467,275	1,486,061	1,513,267	2,117,269	
	現年分収納額	933,717	1,261,515	1,414,992	1,434,267	1,461,935	2,050,615	
	収納率	97.1%	96.5%	296.4%	96.5%	96.6%	96.9%	
	滞繰分調定額	5,154	29,409	100,191	92,646	100,191	92,085	
	滞繰分収納額	2,557	7,353	19,875	19,422	18,538	15,223	
	収納率	49.6%	25.0%	19.8%	21.0%	18.5%	16.5%	
	全体収納率	96.9%	95.0%	91.6%	92.1%	91.8%	93.5%	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	徴収嘱託員報酬	1,052	徴収嘱託員報酬	983	徴収嘱託員報酬	1,614
	一般需用費	納付書・督促状等印刷	1,175	納付書・督促状等印刷	1,445	納付書・督促状等印刷	1,746
	役務費	納付書等郵送料 公金取扱手数料	3,660	納付書等郵送料 公金取扱手数料	3,177	納付書等郵送料 公金取扱手数料	3,971
	委託料	MT処理・OCR読取委託料	891	MT処理・OCR読取委託料	1,138	MT処理・OCR読取委託料 コンビニ収納手数料	1,803

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	①	収納率(現年分)	96.51%	96.61%	96.85%	—	98.20%	平成16年度全国平均
	②	収納率(滞繰分)	20.84%	18.50%	16.53%	—	—	
	③							

問題点・課題	介護保険料は認定・給付が介護保険課、保険料の賦課・収納が国保年金課と業務を分担しており、被保険者に一体的な説明が困難な状況が多々ある。						
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	介護保険業務担当窓口の一元化	保険料の納付について、理解が得られやすくなる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	介護保険料の収納に係る経費であり、今後一層、重要となる分野である。

議会質問状況(要旨)	平成19年6月二定一般質問 「最低生活費以下の年金から税・保険料を天引きすることは、憲法二十五条の『健康で部下的な生活を営む権利』に逆行すると思うが見解を問う。 「生活保護基準程度の所得から住民税、介護保険料を免除する独自制度を検討すること。
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		老齢福祉年金事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
				担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）			福祉年金事務（23－33－50－01）				
事務事業の種類		○新規事業（ ○ 19年度 ○ 18年度 ） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度		●昭和 ○平成 34 年度		根拠	国民年金法		
終期設定		○有●無 年度		法令等			
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画	●非計画
行政評価 事業体系		分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
		政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
		施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	昭和34年11月に国民年金制度が発足した当時、すでに老齢、障害、母子の状態にあった人や、拠出制の国民年金の加入期間が短く、拠出制の年金が受けられない人を対象に全額公費負担により福祉年金を支給し、国民年金制度を経過的・補完的に補い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与する。						
対象者等	1. 明治44年4月1日以前に生まれた区内在住者（平成19年3月末現在の対象者数：35人） 2. 大正5年4月1日以前生まれの区内在住者で、保険料納付期間等が本来の老齢年金受給要件に達しない人（同：0人）						
内容	1. 年金額及び支払時期 ※所得制限額（扶養人数0人の場合） ・年金額 405,800円（一部支給停止者は315,700円） ①本人所得1,595千円以下（全額支給） ・支払時期 4月、8月、12月（希望により11月）の年3回 ②配偶者・扶養義務者の所得⇒3,481千円未満（全額支給） ⇒6,367千円以下（一部支給） 2. 老齢福祉年金定時届の受付・審査及び所得状況届関係連名簿の作成・送付 3. 東京社会保険事務局より審査結果（支給区分、一部停止額）の通知 4. 年金証書の回収（4月、8月） ※年金証書の回収は東京社会保険事務局で行う。 5. 福祉年金受給権者死亡届、未支給福祉年金支給請求書等各種届出書の受付、送付						
経過	昭和34年11月 福祉年金制度発足 昭和61年4月 基礎年金の導入に伴い、福祉年金は老齢福祉年金のみになる。 （障害福祉年金受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金受給者は遺族基礎年金に、それぞれ裁定替え。） 平成12年4月 区の事務が国の機関委任事務から法定受託事務になる。 平成18年4月 年金証書の回収業務が、区から東京社会保険事務局に移管される。						
必要性	昭和34年11月の国民年金制度発足時に既に一定以上の年齢に達していた人は、国民年金の受給資格要件を満たすことが年齢的に不可能だったため、過渡的措置として設けられたのが老齢福祉年金である。区内におけるこの制度による年金受給者は年々減少しているとはいえ、高齢者にとって重要な存在となっている老齢福祉年金の必要性は高いといえる。（法定受託事務）						
実施方法	（ ●直営 ○一部委託 ○全部委託 ） （ 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	284	209	178	85	82	57	25
	①決算額(18年度は見込み)	98	67	62	48	34	8	25
	②人件費					862	512	
	【事務分担当(%)】					10%	6%	
	合計(①+②)	98	67	62	48	896	520	25
	国(特定財源)	436	250	199	48	34	45	25
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	△ 338	△ 183	△ 137	0	862	12	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	受給権者数(人)	175	138	109	81	56	35	
	内、全額支給	116	94	73	52	52	25	
	半額支給	15	10	8	6	4	2	
	支給停止	44	34	28	23	0	8	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	職員旅費	近接地内旅費	2	近接地内旅費	0	近接地内旅費	3
	一般需用	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0	事務用消耗品	12
	役務費	定時届用封書他郵送	32	定時届用封書他郵送	8	定時届用封書他郵送	10

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	高齢福祉年金受給権者数(人)	81	56	35	25	18	3月末現在 対前年比－30%として推定

問題点・課題 (指標分析)	受給権者(明治44年4月1日以前生まれ)は、毎年ほぼ平均30%の割合で死亡により減少しているが、今後10年以内には、ほとんど対象者がいなくなると想定している(19年6月1日現在、区内の100歳以上の人口は34人)。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定受託事務であるが、規模は減少傾向にあり、相対的に重要性も低くなりつつあると考えられる。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	年金給付事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (19年度)	給付事務 (23-44-50-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	34年度	根拠	国民年金法	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を支給することにより、老後の生活の安定と不慮の事故時の保障を目的とする。				
対象者等	1. 老齢基礎年金等受給者及び25年以上の受給資格期間を満たす60歳以上の区内在住者 2. 障害基礎年金等受給者及び障害基礎年金の受給要件を満たす20歳以上の区内在住者 3. 遺族基礎年金等受給者及び遺族基礎年金の受給要件を満たす区内在住者 4. 特別障害給付金の受給要件を満たす区内在住者				
内容	受給資格	1. 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金および特別障害給付金等の裁定請求書の受付及び送付			
		老齢基礎年金：原則として25年以上の受給者資格を要し、65歳になった時または60歳から請求可。支給年額792,100円			
		障害基礎年金：国民年金加入中に、一定程度以上の障害を持った時に支給。保険料納付要件有。支給年額：1級990,100円、2級792,100円			
		遺族基礎年金：国民年金加入者、老齢年金受給資格者および受給者の死亡時に18歳までの子のいる妻や子に支給。保険料納付要件有。年金額792,100円(妻が受給する場合は、子の加算額がプラスされる)。			
		特別障害給付金：平成3年3月以前の学生と昭和61年3月以前の被用者の配偶者が任意加入しなかった期間に初診日があり、現在1・2級の障害に該当する場合。 給付金額 1級50,000円 2級40,000円 (月額)			
		2. 年金受給者の各種届出書の受付及び送付 3. 障害基礎年金受給者現況届の受付・審査、定時届関係連名簿の作成及び送付 ・対象者： 人(19年3月末現在)			
経過	昭和34年4月 制度発足 昭和61年4月 基礎年金の導入により、障害福祉年金・母子福祉年金受給者は障害基礎年金・遺族基礎年金に裁定替え。 平成12年4月 区の事務が、国の機関委任事務から法定受託事務となる。 平成14年4月 裁定請求受付が、第1号被保険者期間のみを有する者のみとなる。 平成17年4月 特別障害給付金制度開始				
必要性	長い老後生活の基本的な部分を経済面で確実に保障するために、また万一病気や事故で障害者になったときに備えるためにも、国民年金制度は不可欠であり、その受給対象者窓口としての給付事務事業の重要度は非常に高い。(法定受託事務)				
実施方法	(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	472	544	593	561	539	482	420
	①決算額(18年度は見込み)	313	387	384	496	247	282	420
	②人件費					31,880	15,799	
	【事務分担量(%)】					435%	185%	
	合計(①+②)	313	387	384	496	32,127	16,081	420
	国(特定財源)	313	387	384	496	247	282	420
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
一般財源	0	0	0	0	31,880	15,799	0	
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	老齢基礎年金等	32,985	33,000	31,483	32,544	32,631	34,584	
	障害基礎年金等	1,979	2,000	2,148	1,961	2,168	2,163	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内容	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	職員旅費	近接地内旅費	27	近接地内旅費	21	近接地内旅費	41
	一般需用	事務用消耗品および印刷製本 (受給権者名簿等)	89	事務用消耗品および印刷製本 (受給権者名簿等)	150	事務用消耗品および印刷製本 (受給権者名簿等)	247
	役務費	郵送料 (現況届返送用等)	131	郵送料 (現況届返送用等)	111	郵送料 (現況届返送用等)	132

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	①	老齢基礎年金等受給者(人)	32,544	32,631	34,584	—	—	
	②	障害基礎年金等受給者(人)	1,961	2,168	2,163	—	—	

問題点・課題 （指標分析）	制度上の問題点としては、老齢基礎年金の場合、40年間きちんと満額納付しても65歳から受給できる年金額が、生活保護の受給額を下回ってしまうケースがあること等があげられる。（しかし区においての改善は不可能である）						
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定受託事務である。

議会質問状況 （要旨）	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		年金適用事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
				担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (19年度)			適用事務 (23－44－50－01)				
事務事業の種類			○新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度			●昭和 ○平成 35 年度		根拠	国民年金法	
終期設定			○有●無 年度		法令等		
実施基準			●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]					
目的	国民年金は、厚生年金保険や共済組合の加入者を除き、20歳以上60歳未満のすべての人が加入対象となる。区における適用事務事業の目的は、国民年金加入・喪失等の各種届出時に、迅速かつ正確な事務処理を行って区民サービスの向上を図っていくことおよび社会保険事務所が未加入者解消のために行う適用促進事務に対して、協力連携をおこない、無年金者の防止および区内在住者の年金権確保を図っていくことにある。						
対象者等	20歳以上60歳未満の区内在住者 (60歳以上70歳未満は任意加入対象者)						
内容	1. 被保険者の各種届出等の受理、審査及び送付事務 (新規取得、再取得、喪失、種別変更、住所変更等) 国民年金の被保険者の種別						
	第1号被保険者	区内在住の20歳以上60歳未満の自営業者、学生および厚生年金保険や共済組合等への未加入者					
	第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合に加入している人					
	第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人					
	任意加入者	①年金受給資格期間が不足しているか、未納期間があり、老齢基礎年金満額受給ができない、60歳以上65歳未満の人 ②昭和40年4月1日以前生まれで、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人					
経過	2. 任意加入の受付、送付						
	昭和35年10月	適用事務開始					
	昭和57年1月	外国人の適用開始					
	昭和61年4月	全国民を対象とする基礎年金制度の導入					
	平成3年4月	学生の適用開始					
	平成9年1月	基礎年金番号制の導入 同年2月 20歳の職権適用を実施					
	平成10年度以降	34歳以下の未加入者解消のため、計画的な職権適用実施 (翌年12月完了。以後は適用もれ者のみ対象)。					
必要性	平成14年4月	第3号被保険者に係る社会保険庁への届出が、区経由から事業主経由に変更。					
	平成17年4月	第3号被保険者の特例届けの実施					
必要性	年金制度は、高齢や障害等により就労できなくなっても健全な国民生活を続けていくために不可欠なものであり、世代間扶養の仕組みをとっているため、制度が正しく運営されることが必須である。そして、区内在住者はいずれかの公的年金に加入する義務があり、そのうち国民年金については、区市町村が届出窓口になっているため、区が行っている適用事務事業の必要性は大きい。(法定受託事務)						
実施方法	(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	2,043	476	308	295	353	353	353
	①決算額 (19年度は見込み)	1,945	299	317	284	238	151	353
	②人件費					30,760	34,245	
	【事務分担当 (%)】					422%	401%	
	合計 (①+②)	1,945	299	317	284	30,998	34,396	353
	国 (特定財源)	1,945	299	317	284	238	151	353
	都 (特定財源)							
	その他 (特定財源)							
	一般財源	0	0	0	0	30,760	34,245	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	①被保険者関係届書 (新規加入) 受付 (件)	813	1,342	1,397	1,404	1,118	1,056	
	②同 上 (再取得: 厚年等 → 国年)	1,331	1,610	1,705	1,888	1,949	1,968	
	③同 上 (国年資格喪失)	323	212	212	244	206	157	
	④同 上 (その他: 住所・氏名の変更等)	1,607	1,439	1,507	1,516	1,178	1,155	
	⑤同 上 (高齢任意加入)	254	175	181	150	114	96	
	計	4,328	4,778	5,002	5,202	4,565	4,432	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用	事務用消耗品および印刷製本 (被保険者関係届書等)	230	事務用消耗品および印刷製本 (被保険者関係届書等)	143	事務用消耗品および印刷製本	321
	役務費	郵送料 (各種通知書郵送)	8	郵送料 (各種通知書郵送)	8	郵送料 (各種通知書郵送)	32

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	被保険者関係届書(新規) 受付数(件)	1,404	1,118	1,056	—	—	国民年金初加入の件数
	同 上 (再取得) 受付数(件)	1,888	1,949	1,968	—	—	厚生年金等⇒国民年金 の件数
	同 上 (喪失) 受付数(件)	244	206	157	—	—	国民年金資格喪失件数
	同 上 (その他) 受付数(件)	1,516	1,178	1,155	—	—	各種変更届(住所・氏名等) 件数
	同 上 (任意) 受付数(件)	150	114	96	—	—	60歳からの高齢任意加入の件数
	計	5,202	4,565	4,432	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	1. 20歳になると、厚生年金等加入者を除いては国民年金への加入手続をすることになっている。そして、手続をしないでいると、社会保険事務所から手続をするようにとの連絡を受けたり、最終的には社会保険庁によって職権による強制加入の適用を受けたりすることになるが、その前に区の窓口で加入手続をしてもらえるようにすることが課題である。 2. 退職等により、厚生年金等から国民年金への新規加入・再加入手続をしないでならないところを手続をしないでいたために未納期間を作ってしまうことがある。それを解消するために、退職等をしたあと未納期間が発生しないうちに区の窓口にて加入手続をしてもらえるようにすることが課題である。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	20歳到達による、国民年金への新規加入の必要性は通年生じているはずなので、従来は成人式前の1回だけであった、20歳到達による新規加入を周知する記事の区報掲載回数を増やす。	20歳到達による新規加入者の、未加入率が減少する。
②	従来は5月に区報掲載していた、国民年金への再加入に関する周知記事を、退職等によって国民年金への再加入を要する人が増える4月へと掲載時期を移す。	国民年金への再加入手続もれによる未納発生やそれに伴う問題の発生(未納期間解消のための過重な保険料納付など)が未然に防止される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法定受託事務であるが、年金加入に係る事務であり、区内内容審査の事務を行っている等、相対的に重要度は高い。

議会 (要旨)	・平成12年一定一般質問 「救済措置等で国に働きかけをする要望について」
------------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	年金保険料免除等受付事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
			担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）			保険料事務（23－66－50－01）			
事務事業の種類			○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度			●昭和 ○平成 36 年度		根拠	国民年金法
終期設定			○有 ●無 年度		法令等	
実施基準			●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[I]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]				
目的	低所得や失業等の理由によって国民年金保険料の納付が困難な時、申請により保険料納付を免除・猶予する制度があり、この制度によって保険料納付を免除・猶予された期間は、将来の年金受給に必要な受給資格期間に算入される。この保険料免除・猶予制度を被保険者に周知説明し、免除申請書の受付および社会保険事務所への送付を行うことにより、未納を原因とする無年金者の発生を防止する。					
対象者等	区内在住の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業の人や学生など）					
内容	1. 保険料申請免除・若年者納付猶予、学生納付特例の受付等事務（19年度保険料額：14,100円/月） ①全額免除 保険料全額を免除。免除期間は年金受給に必要な資格期間（25年）に算入。年金は全額納付の場合の1/3を受給。 ②半額免除 保険料の半額を免除。免除期間は年金受給資格期間に算入。年金は全額納付の場合の2/3を受給。 ③若年者納付猶予 30歳未満対象。猶予期間が年金受給資格期間に算入されるだけで年金受給額には反映しない（前出の免除制度と異なり、所得審査対象は本人と配偶者のみ。世帯主の所得は審査されない）。 ④学生納付特例 学生対象。納付猶予期間は年金受給資格期間に算入されるが年金受給額には反映しない（所得審査は本人のみ）。 ⑤4分の1免除 保険料の1/4を免除。免除期間は年金受給資格期間に算入。年金は全額納付の場合の5/6を受給。 ⑥4分の3免除 保険料の3/4を免除。免除期間は年金受給資格期間に算入。年金は全額納付の場合の1/2を受給。 ※基準所得額 ①③＝（扶養親族の数＋1）×35万円＋22万円 ②⑤⑥＝各種控除（障害、寡婦、扶養、その他控除）＋118万円（＋118万円は②の場合。⑤は＋158万円、⑥は＋78万円） ④＝118万円 2. 社会保険事務所への申請書送付。承認・却下の決定及び通知は社会保険事務所で行う。					
経過	昭和36年4月 保険料徴収事務開始 平成12年4月 ①学生納付特例制度創設（14年4月に通信・定時制の学生へ拡大）②区の事務が国の機関委任事務→法定受託事務に変更 平成14年4月 ①保険料収納事務が国の直接執行事務となる。 ②半額免除制度の創設。 平成15年度 収納臨時窓口を開設（（社会保険事務所職員が対応）12月：国保年金課、3月：日暮里区民事務所）。 平成16年度 収納臨時窓口を開設（（同上）9月：西部区民事務所ひろば館、12月：国保年金課、2月：日暮里区民事務所） 平成17年4月 若年者納付猶予制度創設 平成18年7月 4分の1免除制度及び4分の3免除制度創設。					
必要性	生涯を通じて健全な国民生活を維持するために不可欠な国民年金制度は、世代間扶養の仕組みをとっており、制度維持のためにも、現に経済的事由により未納状態にある人を免除申請へ結びつけていく必要があるため、保険料事務事業の必要性は非常に大きいといえる。（法定受託事務）					
実施方法	（ ●直営 ○一部委託 ○全部委託） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額(19年度以降は見込み)	40,288	7,260	4,290	1,059	947	998	531
	①決算額	31,987	4,256	1,875	795	485	262	531
	②人件費					18,769	19,120	
	【事務分担当(%)】					225%	440%	
	合計(①＋②)	31,987	4,256	1,875	795	19,254	19,382	531
	国(特定財源)	18,045	4,256	1,875	795	485	262	531
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	13,942	0	0	0	18,769	19,120	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	法定免除(件:以下同)		1,336	1,403	1,480	1,557	1,493	
	全額免除者数		2,194	2,352	2,431	3,376	3,012	
	四分の一納付者数(H18.7～)						376	
	半額納付者数		661	613	538	672	297	
	四分の三納付者数(H18.7～)						100	
	若年者納付猶予者数					778	704	
	学生納付特例承認者数		2,264	2,467	2,669	2,678	2,579	
	計		6,457	6,835	7,118	9,061	8,561	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用	事務用消耗品および印刷製本 (保険料免除申請書)	103	事務用消耗品および印刷製本 (保険料免除申請書等)	227	事務用消耗品および印刷製本 (保険料免除申請書等)	451
役務費	郵送料	郵送料 (免除関係連絡用)	21	郵送料 (免除関係連絡用)	35	郵送料 (免除関係連絡用)	80
		電算事務処理及び出帳票プリント委託	361	電算事務処理及び出帳票プリント委託	0		
	委託料						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
標	法定免除件数(件:以下同)	1,480	1,557	1,493	—	—	
	全額免除受付件数	2,431	3,376	3,012	—	—	
	四分の一納付件数	—	—	376	—	—	18年7月より実施
	半額納付件数	538	672	297	—	—	
	四分の三納付件数	—	—	100	—	—	18年7月より実施
	若年者納付猶予件数	—	778	704	—	—	17年4月より実施
	学生納付特例件数	2,669	2,678	2,579	—	—	
	計	7,118	9,061	8,561	—	—	

問題点・課題	昨今の公的年金制度に対する不信感の増大により、若年層を中心に保険料の納付意識が低下しており、荒川区においても平成14年度から16年度にかけての国民年金保険料収納率は55%台で推移している。 このため、未納者対策が重要課題となっている。この問題の解決をはかることを主要な課題として実施された平成16年の年金制度改正により、平成17年度からは、若年層の保険料納付を支援するための若年者納付猶予制度が開始されており、さらに平成18年7月からは、被保険者個々の所得にあわせた多段階免除制度として、1/4免除及び3/4免除も導入され、現在に至る。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	免除等の制度が年々拡充されてきた反面、その内容が複雑化してきたため、正確に周知されていない印象が問合せ等から感じ取れることがあるので、区報掲載記事等の見直しを行う。 該当制度の受付開始時期とリンクしていない記事は縮小する一方、受付開始が近い制度については掲載内容をより詳しくする、等の改善により、免除等制度のより正確な周知をはかる。	多様化してきた免除等制度について、より正確な周知が可能になる。
②		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定受託事務である。

議会質問状況(要旨)	・平成15年三定一般質問 「中学校教育における年金教育について」 ・平成16年三定一般質問 「国民年金への不信が増大しているので、分かりやすく理解される年金制度を目指して、社会保険事務所と連携の強化について」 ・平成19年二定一般質問 「区として、年金制度等の相談体制をとり社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに必要な書類の発行を無料で便宜を図ること。」
------------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	広報事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	小澤 功
		担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (18年度)	広報関係事務 (23-77-50-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	34 年度	根拠	国民年金法	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	国民年金制度について、広く区内在住者に理解を求めるため、「あらかわ区報」への記事掲載、荒川区ホームページへの掲載、「国民年金だより」特集号の発行、ポスター掲示等各種広報活動を行う。				
対象者等	区内在住者全般				
内容	1. 「国民年金だより」特集号の発行および「声の年金だより」の配付 2. 国民年金に関する情報、各種届出および保険料免除制度等についての「あらかわ区報」への記事掲載 3. 国民年金に関する情報、各種届出および保険料免除制度等についての荒川区ホームページへの掲載 4. 荒川区ホームページから社会保険庁・厚生労働省ホームページにリンク				
経過	平成11年度 10年度事務事業評価により、加入促進ポスターの購入枚数見直し等による経費の一部削減を行った。 平成12年度 11年度事務事業評価により、国民年金だよりの発行回数を年2回から同1回に縮小した。 平成13年度 国民年金加入促進ポスター等の共同印刷を廃止。 平成15年度 視覚障害者向けの「声の年金だより」作成および新聞未配達世帯向けへの「国民年金だより」送付を開始。				
必要性	世代間扶養の仕組みを前提としている国民年金制度は、その内容等が広く、そして正しく周知されていなければならない。広報関係事業のめざすところは、「国民年金制度を広く・正しく周知すること」にあり、この事業の必要性は非常に大きい。				
実施方法	(●直営 ●一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	957	909	1,036	918	882	872	872
	①決算額(19年度は見込み)	770	769	837	832	834	810	872
	②人件費					5,841	4,697	
	【事務分担量(%)】					75%	55%	
	合計(①+②)	770	769	837	832	6,675	5,507	872
	国(特定財源)	770	769	837	832	834	810	872
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	0	0	5,841	4,697	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	国民年金だより(部)	73,000	73,000	75,500	73,000	73,000	73,000	
	声の年金だより(配布数)	0	0	40	41	45	40	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費	国民年金だより	500	国民年金だより	500	国民年金だより	500
役務費	年金だよりの新聞未配達	18		年金だよりの新聞未配達	18	年金だよりの新聞未配達	33
	世帯への配布			世帯への配布		世帯への配布	
委託料	・年金だより新聞折込	316		・年金だより新聞折込	292	・年金だより新聞折込	339
	・声の年金だより作成			・声の年金だより作成		・声の年金だより作成	
	・年金だより封入			・年金だより封入		・年金だより封入	

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	国民年金だより発行部数(部)		73,000	73,000	73,000	73,000	—	(うち新聞折込は70,000部)
	② 声の年金だより作成本数(本)		41	45	40	—	—	目の不自由な方に個別郵送配布

問題点・課題分析	問題点 現在、荒川区が社会保険庁より受託している国民年金業務は、主なものとして以下の3つが挙げられる。 ①適用事務(国民年金加入・離脱や各種変更に関する届出の受付等) ②給付事務(各種年金受給者からの諸届出の受付等) ③保険料事務(年金保険料に係る各種免除申請等の受付等) これらのうち①と②の年度サイクルが「4月から翌年3月まで」であるのに対し、③の年度サイクルは学生納付特例制度を除いては全て「7月から翌年6月まで」となっている。そして、社会保険庁より上記各事務に係る制度改正についての詳細が通達されるのは大抵改正施行が近くなってからである。これらの事情により毎年3月31日付で発行している現行の「国民年金だより」においては、上記の①～③全てについて、最新の情報を載せることは不可能である。しかし、国民年金制度の正確な周知の為にはこの問題の解決が必要である。							
	他区の実施状況 (実施 22 区 未実施 0 区)							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	従来年度未発行であった「国民年金だより」の発行時期を、年度途中でであっても大きな法改正等に連動して発行できるようにする。	よりフレッシュかつ詳細な国民年金情報の提供が可能となる。
②		
③		

施策評価結果(優先度)		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	制度の普及啓発のため、さらなる手法改善を図っていくべきである。

議会質問状況	
--------	--